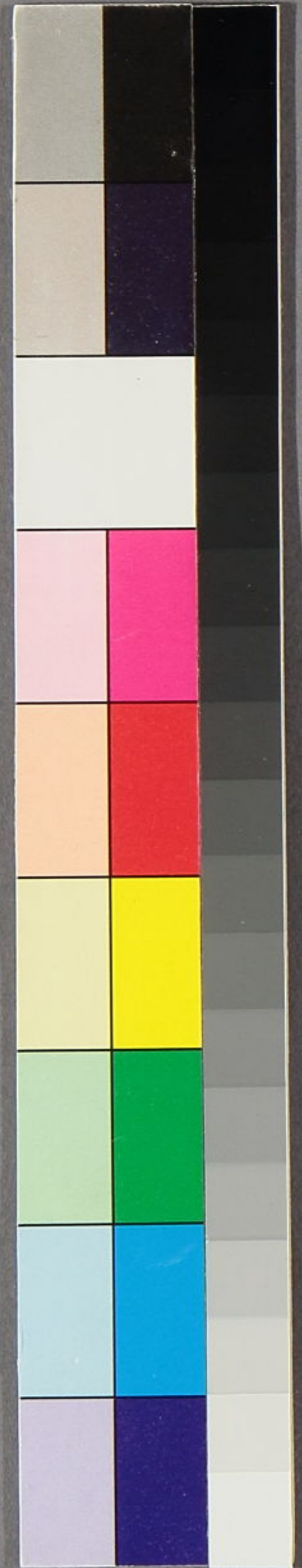


薰箱錄

為

曾
775
50



曾
775
50

薰菴錄卷之五拾五
前目次近存
於中者抄

目錄

藩翰譜
拾三冊

從平四至五十六明治十丁丑西鄉隆盛亂

燒失

老人雜話
折樊禁記附
九十七

價原
九十八



山下言上記 表園貢物語附

卒九

澤村大學子道書 牧五七史記附

壹百

以上古同日家屋史燒失



董猶錄卷之貳拾五 後

目錄

時秋物語

新田左中將義貞軍記

難大平記

聚樂第行幸記

萬籟録卷之百壹

中村直道輯録

時秋物諸

甲斐守義光右冬扇尉侍一、手合乃、人
陸奥守義家朝臣武衛家衛等をと、人々、
政宗、人、候、く、は、る、る、る、く、い、り、御、い、ま、は、り、
て、く、さ、ん、じ、を、御、ゆ、り、お、ま、れ、と、共、扇、尉、を
辞、し、と、て、陣、へ、往、給、な、り、候、り、と、お、り、な、り、
あ、ま、ん、乃、く、さ、ん、え、れ、む、ま、や、れ、い、な、り、と、お、り、
此、い、ま、ら、ち、な、り、候、青、色、に、候、ま、り、候、り、れ、馬

惛子—ちる男をくね—と駒むちうと来
不河りあや—うおひくえれに豊原暗
秋なりあれをいふな—うさうさうさうさ
日れえとくく乃中えい—うさうさうさ
おはふ—とつりそいふさ乃さひ乃
下向のさ—き井侍るれいさしなひ
おを井をいるねとわく向し三類
そしふをま—くわくあひひさうり
あくをよとく諸昔ゆり—相摸乃く
夏柄—うさうさうさうさうさうさ

いそく—うさうさうさうさうさ
さし—うさうさうさうさうさ
うお乃やれせま—きああ—とを井とあ
—と流ん—織を—種—とんあ
—と命はあ—の—と—と
—とをさ—と—と—と
—とそれ—と—と—と
—とを時秋を—と—と
—と—と—と—と—と
—と—と—と—と—と—と
—と—と—と—と—と—と—と

ふらふらふらふら馬よりおと楯二枚
をーまきくしよひと我身鹿一一枚と時
秋を歩もきり人を成くらんそと此をより
又書をとりしそ時秋をえんをより又時え
はくくまきまふ大言調入調曲譜なりより
はくとまきまら老ふくも音録れおしめ
わらふりのなりまもあつらひ十歳より
しぬやと時えをえんれとまきあつらひ
んさりならとまきと笑をあつらひなれと
ふとこふよりまきとまきとまきとまきと

はいんーうそ侍んふくまきとまきと
まきとまきとまきとまきとまきと
の曲をまきとまきとまきとまきと
まきとまきとまきとまきとまきと
はと安徳とまきと都れ見冬を期あ
そこまきと豊原数代之衆と朝家要領之仁
也我真志あつらひとまきとまきとまきと
えちとまきとまきとまきとまきと

保まきとまきとまきとまきと

右時秋物語の書歌集不載為家卿真跡書寫校合す

右四冊之三雜部

文政十四年卯年正月二十日於益城下縣砺田郷

原早村書寫之

中村直道

安隱

直道按羅山文集卷九曰我亦無惱而安隱云爾

略中上

晋人法帖隱總通用多矣勿為疑怪

蕙積錄卷之百五終

蕙積錄卷之百五

中村直道輯錄

新田友中將義貞軍記

むし今よむるもく文武了らむきてまは天地の
一も類くいふは作じふ事るもへうとて
はふ家よの文とみえらふは秋後信り蕙是也尚
道よは武とみ基とみらる合戦の道よまこけ
寂ふりや〜も當士の勇とみまは利易程のるは
けりむは道とみ誇へ〜是も信り代りぬらぬ
ありむけ〜人りか〜り信り〜るを水取ら〜て後
終る夢のふ天氣と〜るも早ひもおふ是物り
親謀の物とみ〜るも併り縁の心とみ〜けらん

り多かる

一 武士は先可存知事

法道まのつぎとせしむるあり用心あるへき事
 外道は高道跡の汗付と心を免れしむる名の
 中より見えとせしむる一第一向を成下封じしむる
 くと以上封じしむる一親と力を入り下を成しむる
 欲とせしむる下封じしむるなり余は親の
 一 他は力なくして親の物事ありしむる
 毎朝には子あきて楊枝をたて手ありしむる
 又未だ世の法名を聞きしむる西より向ひ念
 佛ありしむる言ありしむる唱はしむる読と教向とんしむる
 くしむる白れ言法とせしむる本言の心をしむるしむる
 一 常

念ましむる神明と横道なり鬼と正法をぬる益
 本を家しむるてなりは福と道行念とせしむる家の
 道を侍しむる一法は悪鬼をもち後とありしむる神の
 別利生をありしむる此理ありしむる一鬼神の本原
 も徒ら法法の理もなきありしむるしむる一法心も
 してして佛神のともなきもしむるしむる一高家
 氏神と貴族しむるしむる

一 大の軍は可お心得の事

軍とてましむる人しむるしむる法人と親子のしむる
 くとありしむる悪徳のしむるしむる心と人しむるしむる
 本らりしむるのしむるしむる半ありしむる君の君しむるしむる
 臣の臣しむるしむる半ありしむる世の世しむるしむるしむる

捨たしあつて一力に使ひ行て心は安んじ
書たいくも妙なる人よとて一々ふくむる
とてとくもあつて一考すあつて賢人の
善人が一を教へていひ凡そ虎よ治よ氣威の
意もあつて一とて一りよ地うはりよ大木
生きた水波りよは大魚おれよとて一とて心
あつて一とて一賢に忠はれ来んよとて一
雲の就く治ひ凡の虎よ治よ福のくよ一賢人
あつて一誠心とて一賢人あつて一誠心と
年と感と一と一と一と一と一と一と一と一と
あつて一と一と一と一と一と一と一と一と
現に治ひよ一と一と一と一と一と一と一と一と

ゆきん

あつて一と一と一と一と一と一と一と一と
思ひ物成れよ一と一と一と一と一と一と一と一と

誠と誠と心と一と一と一と一と一と一と一と一と
根と根と心と一と一と一と一と一と一と一と一と
何と何と心と一と一と一と一と一と一と一と一と

一と一と一と一と一と一と一と一と一と一と一と一と

とあつて一と一と一と一と一と一と一と一と一と一と一と一と
の善人よと一と一と一と一と一と一と一と一と一と一と一と一と
あつて一と一と一と一と一と一と一と一と一と一と一と一と
何と何と一と一と一と一と一と一と一と一と一と一と一と一と

つたは又此の事云の愚くあらしくも実室の御はあ
 つらなる方の人としらりつと小飛のけいりく小科
 とおいあさる人あつていさる大飛とあひあさる
 ちは人こころすか一切あつた貴とたあつて洗
 者さるん功さる貴と行つてささる忠たを
 けらるささる飛のけいりあまとせり忠をあさ
 くら貴と行つて書ふ小切紙貴せられと大切と
 なることなり

一 歌と討つて月日并一寸角の事

昔ハ度辛の月 友ハ士美れ日 秋冬西ノ日
 冬も代己れ日 本用ハ甲己日 乙ノ用也 但ニ日
 卯日九日十日十一日十二日十三日十四日十五日

のそく 諸人小の月の晦日 歌と討事なり
 におくゆあ事か 一 乙ノ一日二日七日八日十日
 十一日十二日十三日十四日 是以上各一人又日二討
 歌ノ二討人勢なり 討と討討知くとも 一
 此討り一いつは歌と討事なり 是と云法の
 らりた又知れたのれたさあり 此討り知く要心と
 罪因より 歌と行む女おさる向く討くこと
 神のつと入討つて 討事をも神と神の方より
 向ふく歌と討事ゆあくあつていさるいさる軍
 并云く神を討つて 捨つて 貴と神は
 大切

一 討と可ね事

歌も多飛の討つ山川と

さうしつゝたりし入道と者らるる所の河を佛沖の
河前めくト馬とていふはして人々これせんや
又教へしる取酒と飲めりあつて是は茶と服せん
わの茶の字肝あつて丸と書るは魂と
わくまをいふ所とて魚とわがまの字と
砂とわま一禁忌の字とわく是は枯骨と者
茶と魂とていふ細と入馬はちいさうとわく
ト宗ありん存く又高家八宗もわくはつた
上信はつたの御神馬あまはは此もわくはつた
くさうとて是を人作あつたはつた又さうは飲の飲
まうとていふ朝日宮の御あつたはつた
是は魂とていふ細とてあつたはつたの中は八用と

まへへ又川原も八行なつてせあまにあつたは
中も時時あまはつたはつたはつたはつたは
川原も中もあつたはつたはつたはつたは
まはつたはつたはつたはつたはつたはつたは
まはつたはつたはつたはつたはつたはつたは
十二節はつたはつたはつたはつたはつたは
大八節はつたはつたはつたはつたはつたは
傳をわりの八式八七寸漢の字はつたはつたは
二八七寸はつたはつたはつたはつたはつたは
まの身の下のひはつたはつたはつたはつたは
わくはつたはつたはつたはつたはつたはつたは

と一七九流歩まし一十流あり長日馬止し
十流ありまゝして九流しかれし多細あり侍と
寛じ一又人の病ひ討て人遣し人下を
先頭とまじり一多とまじり一多し人下を
おらん前も一先頭とまじり一多とまじり
ほろきしうたを

一馬場の戦の事

向くこれあひひりたたくし一攻力そ繼の候に
左をきくしむりしむりしむりしむりしむりし
候くあひひりたたくしむりしむりしむりし
多流ありしむりしむりしむりしむりしむりし
多一又夫と相しむりしむりしむりしむりし

切一歌と病きんためしがあはるのまあしむりし
わり向もある可し但しむりしむりしむりし
こそ一濟成を頼り流と今くしむりしむりし
そく色白しむりしむりしむりしむりしむりし
手繰り口侍ある一又流さむりしむりしむりし
流り口侍ある一又書かむりしむりしむりし
半いあむりしむりしむりしむりしむりし

一山川の戦の事

式人乃家の日記よ山とあをむりしむりしむりし
一若乃折川と流しむりしむりしむりしむりし
川と流しむりしむりしむりしむりしむりし

一 甲金玉銭のよき御も力を極む身もて高家
の日記よにせしむた死に込込たりし一筆死を
切あるべし一筆の書より入夜ありし書は紙の
くまきりたるり滅く此詞高道の歌換成とま
一篇よ心得ありやまうき一書あり書あり
進退し半よりし一筆おやく思はちあるに
の理よ付く道しつらん眠り百人の御りたり
とまきりた代より白月よりあるよやく
およぶ一書ありし死せしむしとて
そむらんよすまん半死はちおわく何の益
ありしむ身命より物ありしつとて思はし
せん終つて極むし一凡兵の智余に持しむし
たて

君の御大なるおかしこ又私には知得し及折箭あり
一 小舟あり侍り後中より自害ありきり
何ぞこのまきりおしはしつとて思用し
命と終つしや御し難ありし一余とらるす
ちり高家より似たりしつとて思はしぬの中り
お免しとちり又をいさはれ入る方より日
中折箭なり者主語余よりつて式日後は
可なりと漢のちりゆりし海のちり使の前日
漢りし法氣をのちりゆりし中れた馬の橋り
折命なりし折のちり先よりしつとて思はし
長少守帝代なりし折り利より是とてつと
家よ生として一日おたりしちりちりしと

志のありて終らざるものなり

一 西土と義とをいふに終らざる

高道の存も西土ありて一に終らざる事也義とありて
く終らざるも西土ありて一に終らざる事也義とありて
一谷の合戦の時信條山平六則偽の誠仲の節を
うらみありて一終らざる事也西土ありて一に終
らざる事也希代の言名も一に終らざる事也
ゆりも西土高道と一に終らざる事也一に終らざる事也
一 西土と義とをいふに終らざる

心ありて終らざるものなり
名どありて物ありて一に終らざる事也一に終らざる事也
一 西土と義とをいふに終らざる

たつて我の先とかきんといひの安しうい成
るゝま者といふ先許はあらた先と許人の子人
の中に一人もあはれ柳ありて一忠孝の二を肝
要といふ

一親の款討つて用この事

弟我十郎お印おやとととらうといふ名を捨て柳
と柳が一但後くお家おふといふは後向とい
て人よ物とさういふとく必は揚てお成人の
後まて年を送りてい成候もをさうく本
とととととはおの底とつけて下つたおやの款と
おひといふといふあつていふ貴紳と御せん候
娘といふといふと別時といふとせく時月と汝

とて一親の里はまはる中をととととや款の里
つらといふ我余と捨といふん候事とておあつて
まはる文といふおやの款といふは思はうといふおひ
おつて親の款とわらへ日先といふといふといふ
一自害の事

とて軍まけ軍の時を腹と切りむき湯をせ
侍といふおとといふ命といふんやとて黙とて討死といふん
ととといふ但侍おたといふ人自害の候は新といふといふ
下

一高社の口痛の事

初侍といふといふといふも身はたきといふと感
けといふ打候といふお道といふといふ一層といふといふ

切くやむじつ一河と残ほくはきくはる此河
しん命は人義の心と腹とましく心剛なる
しん歌の腹とましく先よんを心と残ほくは
まはふ心とましくしん心と此河我物と
しん心とましくしん心と
一用心あるしん

南家の日記は道と人を行きくはる
くろまの心とましくしん心と
くろまの心とましくしん心と
あつしんあつ世おれの事いひしんあつしん
れしんあつしんあつしんあつしん
あつしんあつしんあつしんあつしん

あつしんあつしんあつしんあつしん
あつしんあつしんあつしんあつしん
あつしんあつしんあつしんあつしん
あつしんあつしんあつしんあつしん
あつしんあつしんあつしんあつしん
あつしんあつしんあつしんあつしん
あつしんあつしんあつしんあつしん
あつしんあつしんあつしんあつしん
あつしんあつしんあつしんあつしん
あつしんあつしんあつしんあつしん

折く折く人のこころと

わ

あつしんあつしんあつしんあつしん
あつしんあつしんあつしんあつしん
あつしんあつしんあつしんあつしん
あつしんあつしんあつしんあつしん

女ありとて行ぬ女はるの海か——と顔刺にけり
入らうとて天井よりと洋とありて此女はと
別何の胸ありあつてとちとちとちとちとち
手ぬされしやとちとちとちとちとちとちとち
少洋のうとちとちとちとちとちとちとちとち
ぬあやとちとちとちとちとちとちとちとち
海うあやとちとちとちとちとちとちとちとち
以よるの併 寄心のありて人者致れとちとち
心對し又かつとちとちとちとちとちとちとち
とちとちとちとちとちとちとちとちとちとち
許し行くとちとちとちとちとちとちとちとち
致れあやとちとちとちとちとちとちとちとち

とちとちとちとちとちとちとちとちとちとち
海と福と向ある家の月けとちとちとちとち
半の極とちとちとちとちとちとちとちとち
あつとちとちとちとちとちとちとちとちとち
ま六人のあかとちとちとちとちとちとちとち
ゆとちとちとちとちとちとちとちとちとちとち
彩とちとちとちとちとちとちとちとちとちとち
一乃夫成とちとちとちとちとちとちとちとち
あつとちとちとちとちとちとちとちとちとち
一人夫とちとちとちとちとちとちとちとちとち
よけとちとちとちとちとちとちとちとちとち
わくまたりぬれとちとちとちとちとちとちとち

たふさぬと後を力と援由へ入裁人切を一人
遊より此後心もかうに用心深かりとされ度
度かそれ言名とらりや女の物おれのみま
らふこれ男の物とあんまりはあまのくし
おひひあつたもち能く法の中例は法の中
あやうしとらゆとをれを心りきり
是用心の方安しとてゆとて女も不審あり
あつた上西門院の宰相建礼門院の棟梁男の
別とあつたもち能く法の中例は法の中
の之を更し前と中にお資盛れ是日よあひく
半紙いふおと致あつた後まともあけさ
いつたきん致すはの世はさてもあま

昔のきふ致す人ともか

とよありわらふ女房ともあけさ
あつたもち能く法の中例は法の中
あまをゆとめ又高家の日記は用心深かり
とて用心いふとらゆとをれを心りきり
あま付宿つて致すもま半紙一紙の法と
と心得てこれ用ひとれ
一藤の用心の事

山所より上坂ありはこれ先よま
は後海よりまは是致す言けとは款とて
付又物よ金んちん元海より前後方心
はけく目致すもち能く法の中例は法の中

次、清興、津車と号する。大の口にわたりて侍る
日の後、此を中福と号する。一、支那系の成
よありて、津車戸籍もは、大を不家也。一、相子
小名代せん。我海もきけく。先、まじし時、何度
も下りて、あつて、次、馬打、津車、合親、清興
らう。先と津ひねる。ゆめも人、乃きまん。時
打籠う。不谷あつて、似たり。少、川、さる。魚、一、他
急、津、一、は、千、路、中、と、も、さ、と、出、た、一、軒、破、の
後、あつて、一、は、他、ま、と、き、一、も、あ、ま、津、一、解、一、と
く、あ、一、い、あ、り、り、さ、た、ら、一、は、一、津、高、車、の、中、百、日、志
此書とつて、あたり、一日の南書、疑如、あつて、は、不
信の、後、あつて、一、は、一、他、ま、と、き、一、も、あ、ま、津、一、解、一、と

乃、魚、研、乃、ん、け、を、能、高、書、成、た、つ、と、し、津、車、の、終
千、日、に、疑、如、一、つ、く、の、よ、う、と、あ、ま、た、一、度、の、不、免
う、は、永、先、途、と、号、す、一、去、一、津、高、車、の、時、は、皆、
打、と、け、と、い、わ、り、ゆ、め、れ、眠、た、ら、一、は、時、を、
和、摩、れ、出、来、ら、む、津、と、号、す、一、一、他、一、眠、一、津、
是、り、類、せん、津、高、車、の、中、一、は、一、津、高、車、の、終、
き、川、あ、つ、し、乃、を、持、り、解、一、一、あ、ま、あ、ま、津、
あ、つ、と、く、大、巻、中、と、号、す、一、と、切、と、あ、一、は、一、割
の、形、一、他、一、又、或、流、一、而、と、さ、ら、う、と、津、と、
一、と、号、す、一、と、号、す、一、と、号、す、一、と、号、す、一、と、号、す、

一、外、う、は、馬、合、親、道、と、ま、内、は、因、果、の、道、理
と、号、す、一、と、号、す、一、と、号、す、一、と、号、す、一、と、号、す、

もて之彼をかり人皆知らざるは是とあり
以て之得ありありんちん中明と例あり
是故あらん少納言入道信西は是免世すこと
政道者としてありしこと國に死罪ありと大礼
池をくわしりしことありし保元二年七月久我池
たる死罪とありたるありし依りて後三年
と信く平治元年三月は是身と淋せしむん
や是れ志要行とんひありしことや又り也
義相軍下しありし又右義と切之後中二年
もく信賴ありしこれ年勅命程ありしんや
私の密行とや信賴又ありし故に淋せしむ
しとありしと政大長清盛公は治承二年十月

法皇と鳥羽ありし押發もくは之後二年と信く
養和元年はありしと之後又中一年と信くありし
二年七月は子孫の印ありしと之後二年は信
く文治元年の去つて治大は源義仲ありし
二年七月は入法しと平家と追討し外
又相認ありしとありしと明年正月は日
も討て早前車の處とありし信ありしを
おありしと介ありし中委注ありしとありし
童の密行とありし外は政道とありしと死の
敷い海と天倉とありし内は慈悲深しと満
人の心とありしと去り白唐易は子ありしと夫
ありし一人の心とありしとありし減減ありし

諸道之法如何なるに天下と守護一若氏と授け
たり半南道とこれなるをなす一弓矢次第あり
跡と行ふ前後の旅人取守護するたむおそれ
くハ日月若國を成てゆくは一一水火の金高と
るこくじの似りまはせり併半出果眼の朝歌
派くハ親謀といふは乃命と行一由ハ半此理
ふ付く誤と得しよらさとなす武家の所成と
如行する半併國を以守護せんゆ免之を根本
と命あり此心ありん常ハ願商人はわりのた
書初ハ此念と忘まらん寝ても是くも心一是と
こくもみ子孫の後業と移ふ一一水まきん
とて滅一火さるんとも光と消方正一一くあり

切くあらん半成徳へ一一ハ此あり念をけりふ
る半と悟へ一一ハ
一武藝の付く道と何ぞ一さゆ
南道ハ善悪を心得く若くは賞一悪とハ
好くも悪くも半をけり九く不足を
つや先物賣はせん一一心二物三心ハ性
ふ力ハ備七盗八害此八一ハ欲を勝すも
くハ善ハ勝負ハ勝負のハけ一ゆくもそのハ
多一一心ハはまらぬ成大ゆかり一一ハ二物
一一物と多く物おきは一一くもハ二ま十ま
きはた一一の一一はきは一方うたね
半か一一の一一はうら下子一一ハ晴のあり

下つにみかたは解きまけしん時をうらみれ
半ありし力まうくてもあふたしに立論し
ま日の晴いさじらた海にまくしに七盗し人
の月紙らしきうしに 盗紙能る半之八書は
先書すにふるぬ時小書しにねしに
よ六枚戒書解ふく外に小書し有るは云
勝ぬきは款とまうけ負ぬきは慈愛しに
情へしに双六の半さるしにまあそにほと
きしにまあそに衣と川を流すおよのそ
く人にとりてま紙のうらみおしきくた成
しに我とと川又指川小付くさ又まひ字の
しにめが紙派しに又月紙や半に侍るに

園春の半百月ついでにきてま友能たよれそ相見
ま和まめきは去のちと深とへし解きし
ちの半しにち家との一誇るま清通れ人
十流やまなやとく切られたるま紙せしあへ
らんむ此紙紙寄しにま馬紙何半し并し村
半しむ方のまは是とあるゆと冷し後佐の半し
情をのしあうとまあゆり物ありに富南南激相
れまとしあまに或又ま世るれ盛衰とさる人高
の死生と知ま半楽しにさるしにま紙の
いはやとく人し知しにけきは先ま自のとさの
珍或れ解まうし解まはく金銭の勝負と知し
眼の潤子玉相死因老しあく玉相の二は書因老れ

三八函死ハモウ〜老ハハの忠死因ハ又此れ忠死
と云々

春双洞王 黄濬相 一賊死 平洞因 猛涉光
夏黄濬王 一賊相 平洞死 猛涉因 双洞光
秋平洞王 猛涉相 双洞死 黄濬因 一賊光
冬黄濬王 双洞相 黄濬死 一賊因 平洞光
春一賊王 平洞相 猛涉光 双洞因 黄濬光
平一虎丁 料理ハ又別結成丁 又何と云くやま
〜〜〜
南道ハ情あつ〜心成〜
余ハ平又長〜七〜老カ不

定〜〜
此ハの〜
外モ亦也
忠孝何事〜
〜
又忠とあり〜
大シ〜
おの〜
ねり〜
う〜

一二十五六日 子時干娘 卯時滿娘
 二四六七八九日 未時干娘 辰時、
 六七七八二日 申時干娘 辰時滿娘
 八九十廿三日 酉時干娘 子時、
 十一廿四六日 戌時干娘 未時、
 十二四六七八 亥時干娘 卯時、
 心の泊れ、多うかゆ、と、か
 いろとくハ新、美道、入、下、
 心、の、泊、れ、多、う、か、ゆ、と、か

文政十二庚寅冬十月九日 目安田氏本於益城下郡堀用卿
 原町邑寫之 中村直道

薰箱録卷之百三

校正難太平記序

中村直衛輯録

難太平記者實今川伊豫守源貞世之所
 作也而人多以為野人借名之書比閱藤
 宣胤卿記始知斯編益憾太平記多謬誤
 而作也好古之士其不可不讀矣貞世雖
 髮名了俊初與父範國共從源將軍尊氏
 數有戰功而歷仕義詮義滿義持當於細
 川清氏之叛範國獻策義詮欲及其未大
 使負世刺之且範國意以駿河傳負世貞
 世不肯終使兄適子氏家嗣氏家死貞世

又以其第泰範承統於戲忠義萃於一門
足以愧殺亂賊之徒矣予欽其為人恐遺
編湮滅或不傳於是以致
相公藏本校正訛謬茲鏤於梓以垂不朽
貞享丙寅二月既望

水戶府下力石忠一序



校正難太平記凡例

- 一 凡舊本無篇目今摘大意冠各段首庶使人易覽也
- 一 凡舊本人物稱謂書其官其氏而不載其名間有註者不能悉備今考系圖古記等註名于其下而以按字別之
- 一 凡舊本有可疑者姑存之註臆見于其下以俟是正

難太平記總目

此書編集不拘次序如以尊氏退於九州置於孫村八幡宮願書前之類也今從舊本不敢改正

- 一人可知已先祖事
- 一神代唯有二人子事
- 一八幡太郎義家子孫取天下事
- 一今川家系譜事
- 一寄進今川莊於正法院事
- 一尊氏直義產湯時有奇瑞事
- 一尊氏上洛於三河有奇瑞事
- 一太平記多謬事
- 一從尊氏九州退陣人數漏於太平記事

一 尊氏篠村八幡宮願書時事

一 可入太平記落書事

一 範國所持太刀號八八王事

一 細川今川異見事

一 今川頼國討死事 附基氏子共事

一 青野原合戰事

一 富士淺間神女託宣事

一 貞世辭駿州事

一 範國欲使貞世刺清氏事

一 清氏野心非實事

一 鎌倉管領氏滿謀叛事

一 貞世被止九州探題仔細事 附貞世隱居事

一 大内義弘謀叛時勸貞世事

一 追加 三條

已上總計二十三條

難太平記總目終

難太平記上

人可知已先祖事

愚カナル身ニハ已ガ心ヲダニ知ヌナルヘシ。譬バ惜
 キ欲キ惡シ最惜キナド思フヲ知ガルニハ非ス。箇
 様ニ覺ル心ハ何ナル者ヅト知ベキヲ申スナリ又ハ已
 ガ親祖父ハ何ナリシ者何許ニテ世ニ在ケルヅト知
 ベキ也。人ノ事ハ知侍ス。我身ニテ思ニ我父ヨリ先
 ノ事ハ一切知ガル也。自故殿按稱故殿又故入道殿
者了俊父範國法名心
省下皆ノ昔物語ナドシ給シ次ニ片端仰セラレシ事
倣此ノ今僅ニ覺ル許ヲ申スベシ。是ヲ思フニ我子共孫共
 ハ更ニ父ガ企停ヲダニ知ベカラズ。昔山名修理大
 夫時氏ト云シハ明德ニ内野ノ軍ニ討レシ。陸奥守

按氏カガ父ナリ。其ガ常ニ申セシハ。我子孫ハ疑ナリ。
清ナリ。朝敵ニ成ヌベシ。其謂ハ我ハ建武ヨリ以降ハ當御
代ノ御陰ニテ人ト成ヌレバ元弘ヨリ以來ハ只民百
姓ノ如ニテ。上野ノ山市ト云所ニ侍シカバ。渡世ノ悲
サモ。身ノ程モ知ニキ。又ハ軍ノ難儀ヲモ思知ニキ。
去ハ御代ノ御恩ノ泰事ヲモ知。世ノ栖遲モ且辨へ
タルダニ。今ハ勤バ上ヲモ疎ニ思タリ。人ヲモ鄙ク思
ニテ知ヌ。子供ガ世ト成テハ。君ノ御恩ヲモ親ノ恩
ヲモ不知。已ヲノミ光シテ。過命ニノミ成ユクベキ程
ニ。我意ニ任セタル故ニ。御不審ヲ蒙ベキ也ト。子息
共ノ聞所ニテ申シキ。按ノ如ク御敵ニ成シカバ。荷
人ハ箇様ノ大姿ヲバ心得ケルニヤ。去バ此人ハ一文不

通ナリシカドモ。能申シケルニコソ。去バ我身ニモ故殿
ノ常ニ仰セラレシ毎ニ。其世ニハサマテ能事トモ不
存。刺鈍様ニモ思シテ。今思合レバ。一トシテ理ナラス
ト云事ナシ。我身今老ヌレハ。子供共ニモ産ル子ノ如ニ
思レタレドモ。無シ跡ニハ定テ又思知ヘキ也。其爲ニ
父ノ語給シ事ノ端々ヲ書付侍也。是モ僻覺多
カリヌベキヲバ皆略シタリ。慥ニ覺ヘ又支證分明
ノ事許ヲ申ス也。

神代唯有一人子事

神代ニハ唯一人ノ子ナリケメ共。其子孫様々生レモ
テキテ。其末。或ハ國王大臣。或ハ民百姓ト成ゾカ
シ。鄙ク世ノ爲無益ノ人ハ。田ヲ作。人ニ仕ヘナドセシ

ヨリ姓ナキ者ニ成キタリケリ。今モ我等ガ事ハ僅
ニ父ノ代バカリコソ知侍レ。二三代ノ祖ノ事ナドハ一
切知子バ終ニ我子孫ハ必定姓ナキ民ト同ジ者ニナ
リヌベシ。去バ今僅ニ聞得タル片端バカリ書付ル也。

八幡太郎義家子孫取天下事

八幡殿トハ義家朝臣陸奥守鎮守府將軍ノ御子
義國ヨリ。義康義兼義氏泰氏ナトナリ。按義家於
元服號八幡太郎名ニヤスウチ泰氏ヲ平石殿ト申シキ。其御子ニ
義國以下五人未考。賴氏治部大輔殿ト申ス。其御子ニ家時伊豫守ト
號ス。其御子ニ貞氏讚岐入道殿ト申ス。其御子ニテ
大御所錦小路殿按尊氏稱大御所直義
稱錦小路殿下皆倣此ハ渡セ給ナリ。
賴氏ハ平石殿ノ三郎ニ當セ給シカトモ。御當家ヲ

續セ給キ。尾張ノ人々。澁川ナドハ兄ナリシカトモ皆庶
子ニナリキ。按泰氏嫡尾張守家氏斯波氏元祖
ニ男義顯澁川氏元祖皆賴氏兄細川畠山
ナドハ義兼ノ御下ヨリ別レタルニヤ。抑義兼ハ長八
尺餘ニテカ人ニ勝給シナリ。實ハ爲朝ノ子也。エヲ。
義康襁褓ノ上ヨリ養キ。世ニ憚テ人ニ隱シ給ケレ
バ。終ニ知人ナシ。賴朝右大將ニハ殊更近付給シカバ。
猶世ニ憚テ空キ狂ニ成給ヒテ。其代ハ無為ニ過給シ
カバ。我子孫ニハ暫靈ト成テ。狂事御座ベシト仰セ
ケルト申傳タリ。去ハ又義家ノ御置文ニ云我七代ノ
孫ニ我生變テ天下ヲ取ベシト仰セラレシハ。家時ノ
御代ニ中タリ。尚モ時不來事ヲ知シ召ケレバニヤ。
八幡大菩薩ニ禱申シ給テ。我命ヲ約テ三代ノ中ニ

天下ヲ取シメ給トテ。御腹ヲ切給シ也。其時ノ御自筆ノ御置文ニ仔細ハ見シナリ。正ク兩御所按指尊ノ氏直義ノ御前ニテ。故殿モ我等ナドモ拜見申シタリシ也。天下ヲ取事唯此發願ナリケリト。兩御所モ仰セ有シナリ。如此一代ナラズノ御志ニテ世ノ主ナリ給タルヲ。我等ガ先祖ハ當御所ノ御先祖ニハ兄ノ流ノ由寶篋院殿按將軍義詮號寶篋院下皆做此ニ申サレテ。系圖ナド御目ニ懸ラレタル人アリキ。御意大ニ背テ後二人ニ御物語アリシニヤ。増テ天下ヲ取セ給テ後ハ日本國ノ人誰カハ此御恩ノ下ナラズ人アルベキ。一族達ナドハ殊更今ハ謙テ然ルベキ事ナリ。家ニ因テ身ヲ立ベント努力思ヘカラス。文道ヲ嗜テ。御代ノ御助トナリテ。其徳ニ依テ

立身スベシト。朝夕錦小路殿仰セアリキ。此事ハ直冬武衛慈恩寺殿宮内大輔ト申ス。比畠山大藏少輔直宗ハ色宮内少輔直氏。我等撫ニ御教アリシ事。人モ少く承及ビシニヤ。

今川家系譜事

我等ガ先祖ノ事ハ。義氏按足利左馬頭正四位下母北条平時政女ノ御子ニ長氏上總介ヨリ。吉良トハ申スナリ。其子ニ滿氏按上總介滿氏ノ弟ニ國氏ト云シヨリ。今川トハ申スナリ。負義上總入道法名省觀。我等ガ祖父ノ基氏按今川國氏トハ從兄弟ナリ。吉良滿義右兵衛督按負義ト故入道殿心省見前。三從兄弟ナリ。關口入野木田等ト云人々ハ國氏ノ子共ニテ。我等

ガ祖父イ基ノ弟共ノ末ナリ。故殿ノ御為ニハ從兄弟ノ
子共ナリ。今川ヲハ基氏ハカリ相續ナリ。關口ハ母
方小笠原ニテ。其方ヨリ授リ得タルナリ。入野藝州
ハ。三浦。大多和ノ人々。母方ニテ一分授リ得テ入野
トハ申也。今川ノ川端ノ人ト云ハ此人ノ事也。
基氏ノ御妹數多御座マシテ。皆公家重縁ニ成シ
カバ。其子共ヲ今川ノ石川トモ云。名兒耶トモ云ナ
リ。是ハ基氏ノ御養子ナリシカハ。故殿ノ御為ニ
ハ連枝也。仍テ建武ノ比。御所按將軍時ニ申シ入給
テ御一流トナリキ。伊勢國ニ蘓我ト云所ノ領家モ。
基氏ノ妹婿トカヤ聞及ビシナリ。石川三位公ト云シ。
父ハ法師宮ノ子ナリ。一色少輔太郎入道ノ父按一色大
マシキ。

寄進今川莊於正法院事

令川莊ヲハ。左馬入道按義氏法名正義ノ御時ヨリ。長
氏見少年ノ御時ニ裝束料ニ賜シテ。吉良莊總
領。進退タルベシト沙汰アリシ故ニ。基氏前不快ニ成
給シニヤ。故殿ノ御代ニ省觀上總入道前合體アリテ。
父子ノ契約ヨリ違亂止キ。按吉良今川事見上了俊授得ル間相
續ナリ東福寺ノ佛海禪師ハ了俊ガ師ナリ。仍テ彼
塔頭正法院ニ永代寄進申ス也。此和尚ハ我等ガ
先祖今川一名此所知行セシ始ヨリ。政所ニテアリ

シ高木入道ト云シ者ノ伯父ニテヲハセシカバ傍々
好見アリシ上ニ我七世ノ父母ノ菩提ノ爲ニ永代
寄進申シキ然トイヘドモ或ハ子孫ノ中ニ此名字ノ
地大切ニ存ズル者アラハ此所ヨリハ土貢モ多ク愉
ナラシ私領ニ公方ニ申シテ替ベシ宜クハ塔頭ノ隨
意タルベキナリ此菓子ヲ支證トシテ申スベキ也

尊氏直義産湯時奇瑞事

大御所ノ御事ヲ申ツルニ書落間追テ申也大御所
御産湯召ケル時山鳩ニ飛來テ一ツハ左ノ御肩先ニ
居ル一ツハ杓ノ柄ニ居ケリ錦小路殿御産湯ノ時ハ山
鳩一ツ來テ御杓ノ柄ト湯桶ノ端ニ居タリケリ前代
按曰此條相摸ノ世ニ憚テ其時ハ披露無リケリ當御

代ニ御年比ノ入々モ申シ出スニヤ

尊氏上洛於三河有奇瑞事

元弘ニ御上洛ノ時不思議ノ事アリケリ三河國八
橋ニ御著ノ時御前無人數ノ夕ニ白衣被キタル女
一人參テ云御子孫惡事ナクハ七代守申スベシ其支
證ニ八每度合戰ニ出給時雨風ヲ以テ示シ申スベシト云
テ夢如ニ失ニケリソレヨリシテ必至ト御謀叛ノ事思
召定メテ上杉兵庫入道 按兵庫頭藤憲房入道ヲ御使
トシテ先吉良上總禪門 按吉良源二仰セ合サレシニ御
返事ニ云今迄遅クコソ存ジ候ヒツレ最目出度候ト云
其後人々ニモ御談合アリケリ此事關東御立ノ時ヨリ
内々上杉兵庫入道ハ申シ勸ケルニヤ家時貞氏 共見

此兩御所按云家時貞氏御造意ヲ大方殿按云上杉ハカリニ仰世聞セラレケルトカヤ。是ニ依テ殊更此人ホ子骨ヲ折テ河原合戰ニ討死シケルトカヤ。今上杉中務入道按中務少輔朝宗ノ祖父ナリ。

太平記多謬事

六波羅合戰ノ時。大將名越按尾張守討レシカバ。今一方ノ大將足利殿按云尊氏先皇按後醍醐帝ニ降參セラレケリト。太平記ニ書タリ。返々無念ノ事也。此記ノ作者ハ宮方深重ノ者ニテ。無安亦内ニテ押テ如斯書タルニヤ。是又尾籠ノ至ナリ。最切出サルベキヲヤ。總テ此太平記ノ事。誤モ空言モ多キニヤ。皆シ等持寺ニテ。法勝寺ノ慧珍上人。此記ヲ先三十餘卷持參シ

給テ。錦小路殿ノ御目ニ懸ラレシヲ玄慧法印ニ讀セラレシニ。多ク虚事モ訛モ有シカバ。仰ニ云。是ハ且ク見及ブ中ニモ。以外違目多シ。追テ書入天切出スベキ事等アリ。其程外聞アルベカラザルノ由仰セアリシ後ニ中絶也。近代重テ書續ケリ。次ニ入筆共多ク所望シテ書セケレバ。人ノ高名數ヲ不知ト云リ。去ナガラ隨分高名ノ人々モ。唯勢揃計ニ書入タルモアリ。一向略シタルモアルニヤ。今ハ御代重往テ按了俊著此書時已四代將軍義持時此三十四年以來ノ事タニモ。跡形モナキ事トモ。我意ニ任セテ申スレバ。哀々其代老者トモノ在世ニ。此記御用捨アレカシト存ズルナリ。平家ハ多分後徳記ノ慥ナルニテ書タルナレトモ。少ク違目アリト

カヤ。増テ此記ハ。十ガ八九ハ作事ニヤ。大方八違ベカ
ラス。人々ノ高名等ノ偽多カルベシ。正ク錦小路殿ノ
御前ニテ。玄慧法印談シテ。其代ノ事トモ旨ト彼法
勝寺上人ノ見聞給ヒシニダニ。如斯虚言アリシカバ。
唯押テ難ジ申スニアラス。

從尊氏九州退陣人數漏於太平記事

九州へ御退ノ時ノ事。御供申シタリシ人モ多ク
太平記ニ名字不入ニヤ。子孫ノ為不便ノ事歟。如
此事ハ。諸家ノ意見書ナドニテモ記レタキ事ナリ。
總如此事ハ。誹アル事ナリ。夢想記ト號シテ細川阿
波守按和註シタル物モ。サラヌヤウニテ私曲アルトコ
ソ。其代ノ人々ハ語レシガ。九州ヨリ御上洛アリテ。所
ノ戰ニモ高名漏サレタル人多キ由申スメリ。

尊氏篠村八幡宮願書時事

丹州篠村ハ。幡宮ノ御前ニテ。御旗揚給ヒシニ。御願
書ヲ引田妙源按引田或作區壇引或作書シトハ見へ
タリ。同時ニ兩御所按尊氏ノ御上矢ヲ一ツ、神前
ニ進セラレシニ。役人二人アリケリ。一人ハ一色右馬
助。一人ハ今川中務大輔也。此事ハ仔細アル事ニ
テ。口傳ナキ人ハ誤モアルニヤ。此事ナドハ尤書入
ラレテ氣味アルベキニヤ。此中務大輔トハ我等ガ兄
ノ範氏按從四位下上總介正和五年生範國子貞世兄ガ事也。

可入太平記落書事

今川ニ細川ソヒテ出ヌレハ。堀口キレテ新田流ル。撫

云落書モアリケリ。按此落書新田足利有平家ニモ赤符。按此落書前代
白手拭ニ取替テ。頭ニシマリ小入道カナ。鎌倉滅亡時事
也。撫云比興ノ事モアレハ是モ書加タラマシカバ此人
人ノ子孫ノ爲面目ナラマシ。細川ハ卿公。按細川宮内
卿律師定禪
ノ事也。

範國所持太刀號ハ八王事

其比大御所。按尊氏九州上
洛已後事也ハ東寺ノ御陣ナリ。先皇
ハ山門ニ御座ナリ。四方ノ口ニテ宮方ヨリ閉シカバ。
味方兵糧難儀ニテ。東ハ關山阿彌陀峯。南ハ宇治路。
西ハ老山北ハ長坂口等ニ連テ大將ヲ遣テ破レシニ故入
道殿阿彌陀峯ニ向テ。諏防新比叡ノ前ニテ。戰有テ追
拂給ヒシ時。左ノ肩先ヲ射レ給ヒキ。其二三日有テ。又

四宮河原ニ勢ヲ向ラレケルニ重テ故入道殿向ハレシカバ。
鎧ノ射向ノ袖ヲ解テ向給ヒシニ先坂口ニハ仁木右馬
助義長。今右京大夫ナリ。三井路巡地蔵ニハ故殿
向ヒ給ヒシニ。義長ガ云。今日ハ不逃ツクノ戰ナルベ
シト云ケレバ。故殿勿論ト返事アリキ。終日兩所合戰
ニ。仁木ガ手退ク間。相坂ノ手ヨリ。伊勢國愛曾。按愛曾
其人氏
也。ト云大カノ者。只一騎後ヨリ來ケルヲ。前ノ戰ノ隙
ナサニ。是ヲ知給ハズ。故殿ノ御跡ニ磬ラレタル。安藝
入道殿ノ頭盛ノ鍛ヲ切落シケレバ。落馬ナリ。鉈ニテ
控ヘタル。範氏。見前ノ三十六指タル大征矢ヲ拂切ニ
シテケリ。其時故殿馬ヲ立直シテ。先太刀ヲセラレ
シニ。愛曾兇發ノ鉢ヲ割レテ。馬ノ平首ニヒラミテ

太刀ニテ拂ケルニ左ノ御籠手ノ二ノ板ヲ切テ前
ナル敵ノ中ニ分入ニケリ。其時此戰モ止ケルナリ。
彼故殿ノ家人殿村平三ト云者。愛曾ガ知音ニテ。
此曾ノ鉢ト半首ヲ取出シテ見セテ。今川殿ハ何
ナル劔ヲ持給ヒテカ。随分某カ試タル曾ト半首
ヲ割給ヒテ。鉢卷切テ頭ニサシ創ヲ被リキ。眼暗
成シカバ引退シト語キ。ソレヨリ此太刀ヲハハ王
ト名給ヒシ也。ハヲ二重タル故ナリトコソ仰セラレ
シガ。此太刀モ籠手モ。故總州按範氏也所望シテ令
相傳也。太刀ハ國吉ガ作ナリ。

細川今川異見事

建武四年ニ駿河國手越河原ノ戰ニ御方打負

シニ。錦小路殿御討死有ベキ由ヲ。細川卿房按定禪見
前勸申候間。淵邊ト云御年來ノ人申シテ云。先
御先ニ討死仕ルベシト。唯一騎大執ノ中ニ馳入テ
討レキ。御方續ニ不及。今川名兒耶三郎入道此時
討死ナリ。故入道殿申サレケルハ。是ハ御討死ノ壺
ニ非ス。御退キ有テ。御方ヲ圓ラレテ。後日ノ御合
戰目出タカルベキノ由申シテ。御馬ノ口ヲ押返シ
ケレバ。御馬回ノ人。一同ニ御馬虎ヲ打テ援セ
申シケリ。昏ク成ケレバ。故殿バカリ留ラレシカド
モ。敵馳懸ガリケレバ。夜ニ入テ。御跡ヨリ興津宿ニ
追付申サレケリ。其後九州御退ノ時。按手越河原
年十二月。九州退陣。同三年二月。今以為手越河原合戰。四
年。九州退陣。其後也。四字轉寫誤乎。四年ハ南北朝已分。北京

光明帝時南朝兵庫魚御堂ト云所ニテ皆腹切ノ

延元二年也。著倒付ラレシニ細川卿房ハ唯御船ニ召ルベシト申

シ行ケリ。故入道殿ハ是ニテ御腹召ルヘシト張行

申シケリ。此事ヲ後日ニ錦小路殿ノ常ニ御物語

アリシハ此二今度ハ既ニ早御先途ト思召定シヲ

兩人ノ異見後合ナリキ好武者ノ心ハ同カルベシ

ト思フニ此違目ハ今ニ不審也ト仰有シナリ。此

事撫ハ殊更隱ナキ間太平記ニモ申シ入度存

スル事ナリ。若去御沙汰ヤトテ今註シ附スル者

也

今川頼國討死事 附基氏子共事

式部大輔入道殿號三郎頼國按今川基氏子貞世伯父号道譽事。中先代

大將トシテ京都ヨリ下向遠江國佐夜中山ニテ先

代ノ大將名越按中先代大將名越式部大輔ト云者ヲ討取テ相摸國

湯本ニテ海道ノ敵要害ヲ構テ支ケル間北山ニ打上テ

式部入道殿ノ手勢計ニテ落レテ敵ノ大勢ノ中ニ馳

入レシカバ追破レキ。今此難所ヲ見ニ去ニ人馬ノ可

通道ナラズ。一谷ヨリ峻キ巖崎ヲ五町許乎落レキ。

二條殿ヨリ賜ラレケル松風ト云名馬ノ荒馬ニ騎給ヒ

ケリ。馬荒足ノハヒス子ノ皮皆破ケルトカヤ。借相摸

川ニテ亦大水ノ時分ニテ敵支ケルヲ上下ノ渡ハ

佐々木判官入道按道譽以下渡シケリ。中ノ手殊更

強カリシヲ渡レシカバ河中ニテ人馬共ニ射殺レ

テ討レ給ヒキ。今川三郎ト云シモ河端ト云シ人モ。
一所ニテ討レキ。式部入道殿ハ矢二十八カリ立タリ
ケリ。故殿ハ大御所ノ御供ニテ。此戰ニハ迦給ヒシカ
バ。後日ニ河底ヨリ此死骸ヲ取出サレケルナリ。餘ニ
進疾人ニテ御座シ故ニ懸ル難所ニテ込給ケルニ
ヤ。此子ニ駿河守于時掃部助頼貞。同三河守于時式部大輔頼
兼。同七郎見世。同宮内少輔等云シモ。遁世シテ失
ニキ。刑部少輔殿範滿按基氏子ハ同時ニ武藏國小手指
原ニテ討レ給ヒキ。重病ナリシヲ馬ニ搔乘ラレテ。
力筆ニ兩足ヲ結付サセラレケルトカヤ。股ヲ切落レ
給ヒテ。酒田左衛門ト云シ家人ニ首ヲ取セラレキ。
此跡無リシカバ。頼兼舍弟七郎ヲ養セラレシカ

トモ。早世ノ間跡絶シ也。佛滿禪師ト申ハ。四郎ニ
當給ヒシナリ。建長寺圓覺寺ノ前任也。按基氏子
諱法竹號大喜嗣法。大平和尚貞和五年九月
廿四日寂。歳五十三。圓覺寺續燈菴元祖也。故殿ハ前
代ノ時一天下出家。按前代至平高時カシケル時。二
十三ニテ出家シ給ヒケルニヤ。按今川範國永仁五年
省見何ナリシ事ゾヤ。基氏世見前負御在世ヨリ。故
入道殿ヲバ兄弟ノ中ニハ一跡相續スベシト仰セ
ラレケリ。香雲院殿ノ語給ヒシナリ。御童名ハ松
丸。五郎範國ト申シキ。經國按號俊氏ナド云シ人
ハ。皆基氏ノ御舍弟等ナリ。今關口入野木田ノ
人々ノ祖父ト云也。

難太平記下

音野原合戦事

建武四年ヤラン。康永元年ヤラン。按奥勢上洛ハ南朝延元二年則建武四年。
 奥勢トテ。北畠大納言入道按源親房ノ子息顯家卿。三十
 萬騎ニテ押テ上洛セシニ。桃井駿河守于時播磨守按直常。宇津
 宮。三浦介已下。御方トシテ跡ヨリ襲上シニ。故入道
 殿ハ其時ハ遠江國三倉山ニ陣取テ此御方ノ勢ニ
 馳加テ。海道所ハコノクニテ合戦ナリ。又三河國ヨリ。吉良右
 兵衛督于時右兵衛佐滿義見前。高利部大輔。三河勢等馳加
 テ。二千餘騎ニテ。美濃國黒血ツキニ著ケルニ。當國ノ守
 護人土岐彈正少弼頼遠。土岐山ヨリ打出テ。音野原
 ニテ探合スベシト申シケルニ。明日ノ合戦ハ大事トテ。

海道勢三手ニ分テ。一二三番ノ閻ヲ取テ入替入替
セラルベシトテ閻ヲ取シニ。桃井宇津宮勢ハ一ノ閻
故殿三浦介ハ二ノ閻。吉良三河勢高刑部ハ三ノ閻
ナリ。桃井勢ハ皆鷹ノ鈴ヲ付タリ。故殿笠符ヲ思案
シ給ヒケルニ。赤鳥ヲ馬ニ付バヤトテ。其夜俄ニ付ラレ
キ。稻垣八郎。米倉八郎左衛門。加久丸又三郎。平賀
五郎ナド云若者共申シケルハ。閻ハサル事ナレドモ。
當手ノ人ノ中ニ。少クモ一番勢ノ先駈ヲスベシトテ。
已上十一騎。桃井ヨリ先ニ赤坂口阿女牛山ト云所ニ
馳上ケルヲ。御方ハ敵ノ馳上ゾト見ケルニ。一番ニ上
ケル蘆毛ナル馬ニ騎タル武者切落レ次ノ武者モ
皆切落レテ。麓ニ轉タル時。味方ト見ケレハ。一番勢

合戰始ケルニ。桃井宇津宮勢打負シカバ。赤坂宿ノ
南ヲ。杭瀬川ニ退ケリ。故入道殿入替ラレテ。敵山内
ト云ケル者已下討取給ヒテ。西ノ峯口ニテ。母衣懸
武者二騎ヲ故殿射落給ヒシカバ。猶敵支ケル間
杭瀬河ノ堤ノ上ニ非人ノ家アリケルニ。下居給ヒケ
リ。夜ニ入テ雨降シカバ。敵重テ懸ヌ時。黒血ノ御方
ニ加リ給フベシト人々申シケルヲ。只是ニテ明日御
方ヲ待ベシト仰セラレケレバ。米倉八郎左衛門。手
負ナガラ在ケルガ云様。如斯嗚呼ガマシキ大將ヲバ。
焼殺ニ不如トテ火ヲ付ケレバ。カナク此明ニテ黒血
ニ加ラレケリ。桃井申シケルハ。戰ノ習。互不退バ身
ヲ全スル事ナシ。先ズル敵ニハ水ハナニ少退テ。又味

方立直テ懸ニハ敵モ退リナリ。物アヒニヨリ勝利ス
ルヲ高名トスルナリト云ケリ。此事ヲ後ニ故殿仰
セラレシハ。桃井ハ強ラシ敵ニハ幾度モ負軍センス
ル人ナリ。人ノ天命ハ。左様ニ故實ニ依テ遁ル事
有ヘカラス。先戰テカナリ。オノヅカラ力盡時退ハ
習也ト仰セラレシ也。扱土岐打出シカバ。黒血ハ京
都ヨリ切閉テ支。海道ハ御方探合シカバ。奥勢ハ
青野原ノ軍ノ後。伊勢路ニ蒐テ。奈良天王寺ノ
合戰モ有シナリ。京勢伊勢ノ雲津川ニ馳合テ戰
アリシカドモ。御方打負シナリ。青野原ノ軍ハ。土
岐頼遠一人高名ト聞シナリ。自身手負ケルトカ
ヤ。是モ太平記ニハ書タレトモ。故入道殿ナド。如此

隨分手ヲ碎給ヒシ事不記ハ無念也。但シ作者モ
不尋問。又我等モ註シ不遺間。書入サルニヤ。後代
ニハ高名ノ名知人モ有ベカラス無念也。詮申シ
テモ書入ベキ哉

富士淺間神女託宣事

駿河國并數十ヶ所ノ所領ハ此後誥ノ梅青野原後誥也
恩賞也。國々入部シ給ヒシ時。我等少年ノ初二
テ。供シテ富士淺間ノ宮ニ神拜ノ時。神女託シテ
云。遠江國近シテ。吾我氏子ニ欲カリシカハ。赤坂ノ
軍ノ時。我告シ事ハ。知哉。知哉ト云リ。入道殿座ヲ
退テ何事ニカ候ヒケン。覺悟セスト申シ給ヒシカ
バ。笠幟ノ事ヲ案ゼシ時。我赤鳥ヲ賜シ故ニ勝

事ヲモ得。此國ヲ賜キト託宣セシカバ。故殿其時思合セテ。女ノ具ハ軍ニ忌事ヅカシ。爭思寄ケン。誠ニ神ノ御謀ト信ヲ取給ヒシヨリ以來。我等モ子孫モ。必ズ此赤鳥ヲ可用ト仰セラレキ。サレバ鎮西ニテモ。大事ノ陣ニテハ。每度女騎數多我等ガ夢ニモ見。人ノ夢ニモ見エシ也。必ズ如斯勝利アリレ也。今ハ早我家ノ武具ノ隨一ニ成キ。

負世辭駿別事

駿河國ヲハ。故殿ハ我等ニ讓給フベキ御志アリシヲ。總州按了俊兄上總介範氏見上ノ志淺カラヌ事アリシカバ。度々固辭申シキ。總州故殿ニ先立給ヒシ後。又仰ラレシヲモ。中務大輔入道按範氏子中務大輔氏家

申シ與シナリ。介様ノ事ヲ。大輔入道深思知ケルニヤ。一子モナリテ身罷シ時。大夫入道未ダ孫松丸按左京大夫貞臣了俊子孫松丸ト云シニ讓與テハニキ。猶總州ノ州陰其童名歟見後ニテモ見給ハン事悲テ。今ノ上總入道泰範按範氏ニ男上總介僧ニテ建長寺ニ在シヲ召上サセテ。頭ヲ包セテ國ヲモ所領ヲモ申與シヲバ。時ノ官領細川武藏守按賴等等ハ。世ノ例ニコソ申セシガ。其恩ヲ更ニ思知テ。此度遠江國執心故。我等猶野心アル由上聞ニ達スト云リ。哀々其時駿河國ノ事モ。泰範ヲ召出ス事モ無ラマシカバ。今懸内心ノ敵ニハナラサラムマシ。天ノ與ルヲ不取バト云事實執實執。駿河國ヲ半分領給ヒシ事ヲ。我等望申シテ預夕

ル様ニ云成テ。其恨ニ今遠江國ノ事モ申シ給タル
ト申ストカヤ。其時ノ事ハ世ノ知事ナレバ更ニ耻
不待。且ハ又今モ上トシテ知召ベケレバ中ニ不及申
事也。今様ノ親類等ノ不義兼テ見給ヒケルニヤ。
此一家ノ事モ奉行スベシト。故入道殿ノ御置文モ有
ケルナレドモ上按此時將軍義満ノ明ニ渡セ給ハヌ故ニ箇
様ノ無道無義ノ親類等モ時ニ遇タルニヤ。恐ハ轉
手シキ御事也。先立テ遠江國ノ事。仲高入道按中務
輔仲秋入道按法名仲高ニモ去與ベシトノ上意モ。意得
テ俊弟。或曰爲養子。ニモ去與ベシトノ上意ニ任去與シモ。箇様ノ
カタキ事共ナリシカドモ。上意ニ任去與シモ。箇様ノ
沙汰アルユヘニヤ。

範圍欲使貞世刺清氏事

細川相模守。按清御不審ノ時。故入道殿隨分奉公
忠節人ニ越給ヒシカドモ。彼太平記ニハ。只新熊野
ニ入御ト計書タルニヤ。其時ノ事ハ既ニ御大事ニ
及ベカリケル間。故御所按將輝ニ密ニ故入道殿
申シ給ヒテ。貞世按伊豫守入道ハ清氏ニ内外ナリ
申シ承ル者也。彼ヲ召上セテ。清氏ニ刺違サセラ
レバ。御大事ニモ及ベカラズ。人ヲモ數多失ハルヘ
カラズト申シ請給ヒテ。其時ハ我等遠州ニ在シ
テ。飛脚ヲ以テ召上シ給ヒシカバ。三河ノ山中マデ
上シニ。清氏若狹國ニ落ケルトテ。重テ飛脚下キ。
上著ノ時コソ懸ル御用ニ召レツルトハ語り給ヒ
シガ。言語道断ノ事ナリキ。此事ヲ故殿申シ請給

ヒケルユヘハ。清氏野心ノ事ハ無實タル間。歎キ申サ
ン爲ニ越州直世按遠江守直世了俊第ヲ。清氏内々呼ケル
ヲ。怖畏ニ因テ罷サリケル時。負世在京アラハサ
リトモ可來者ヲト。清氏樂所ノ信秋ニ申シケルト
聞テ。思寄テ申シ出ラレケルトカヤ。是ハ隨分故入
道殿忠ト存ジテ。子一人ニ替テ此御大事ヲ無爲ニ
ト存ジ給ヒシ事。隱ナカリシヲ。何ヤ此太平記ニ書
ガリケン。是モ作者ニ後ニ申サバリケルニヤ。其時ノ
洛書ニ。細川ニ屈リ居シ海老名コソ。今川出テ腰
ハ廢タレ。是ハ相模守ニ。海老名備中守憎レテ。出
仕ナカリシカバ。如此詠ケルニヤ。比興ノ事ナレドモ。
其時ノ事ナレバ書載侍バカリナリ。

清氏野心非實事

細川清氏事。實ニ野心無リケルニヤ。餘ニ過分ノ思
有テ上意ニ背シ故ニ。或人ノ仕落ケル也。一ニハ子共
ヲ八幡ニ參セテ。社頭ニ於テ烏帽子著シテ。八幡
八郎按代ト號ニハ郎ト號シケル事。一ニハ神殿ニ願文ヲ納
ケルニ。天下ヲ取ベキノ文言アリケルヲ。社家ヨリ
公方へ進ジケルユヘト云リ。此願文ハ清氏ガ筆ニ
非ル歟。判形モ不審ナリケルトコソ。故殿ハ語給ヒ
シガ。我等ガ事ハ。東寺合戦ノ時。清氏ガ手ニ同道
スベキ由。強ニ申シカバ。一所ニテ兩度合戦セシカバ。
別シテ申シ行フベキ由。固申ス間。頼入シニ。靜謐ノ
後。遠江國笠原莊濱松莊等。其時關所ナリシカバ。

望申シヲ。終ニ不申行皆清氏申シ賜キ。無念ニ依
テ遠州ニ在國セシ間。此時按清氏野心時ハ在京セサリキ。御所義詮清氏ト一體ノ様ニ思召間。故殿量簡
シ給ヒテ申シ行ハレケルトナリ。按申行將使領是ニ
因テ我等上意ニ叶ヒテ。故殿隱居ノ暇申サレテ
弥續ノ為召遣レシ也。

鎌倉管領氏滿謀叛事

今度鎌倉殿思召立ケル事ハ。當御所按康曆元年鎌
叛時將軍義滿ノ御政道。餘ニ人毎ニ傾キ申ス間。終天下
ニ有益ノ人出來テ天下ヲ奪ハバ。御當家滅ビシ
事ヲ歎キ思召テ。他人ニ取レンヨリハトテ御發起
有テ。只天下萬民ノ為ノ御謀叛ト普ク聞ヘシ

カハ哀誠ニ當御所モ悉ク御意ヲ翻シ給ヒテ。一向
善政ト計思召ストモ。此間ノ殊ニ過ツル御惡行御
無道ヲ少ク止給ヒテ。人ノ歎キモ休ランニハ何シ
ニカハ令鎌倉殿モ思召立ベキ。是程人毎ニ恨申ツ
ト見申スゲナルニタニモ。御運モ強御威勢不畏
渡セ給ニ。益テ御政道ノ少クモワタラセ給ハハ。誰
人カハ鎌倉殿ニモ心寄申シ語ハレ申スベキ。今モ
御怖畏ニ因テ。様々ノ御祈禱モ繁ク。關東御調
伏撫トカヤ聞申事モ多カルヲ何ノ御調伏モ
御祈モ打捨サセ給ヒテ。天下ノ天下タル道ヲサト
ナリトモ思召レンニ。殊更天道モ佛神ノ御心ニモ
立所ニ協セ給ヘキニト。愚カナル心ニハ存スルツカ

シ。合戦ナドニ夕ニモ申スニヤ。天地人ノ三ニ當テ思
フニ。天ノ利ト云ハ。其歲月日時等ノ吉方。其人ノ生
レ性ナドニ勸當テ。吉リヌベキヲ用ルヲ。天ノ利
トハ申スニヤ。地ノ利ト云ハ。或ハ能要害ノ山。或ハ大
河難所ナドヲ前ニアテ。又ハ吉城ナドニ籠ルヲ。地
ノ利ト云ナリ。人ノ利ト云ハ。理ナルベシ。人ノ心一同
ニテ。其理ニ至ラバ。天地ノ二ノ理ハ無用ナルベシト
カヤ申ス如ニ。日本國中ノ人ノ心同シテ。君ノ御惠
ノ忝事ヲ仰ハ。何ナル凶徒モ出來ベカラズ。然バ御
祈禱モ備コソ。殊ニ協ベケレ。上ノ御意ニ若御惡
事非義渡セ給テ。御祈禱ニテ償セ給ハント思召
レンニハ。秘法モ如何ト覺ルナリ

貞世被止九州探題仔細事

附貞世
隱居事

大内和泉ニ攻上リシ時。按。應永六年十二月大内左京大夫道
弘入道道實率筑紫中國兵若和泉
我等野心ノ事。懸テモ不存益テ關東按。指鎌倉
倉氏滿ヨリ。一
言モ一紙モ仰蒙リタル事ナカリキ。唯大内申シ行
ヒケルニヤ。諸方ノ人次ノ御教書トテ持來シカバ。即
時ニ上覽ニ及シカバ。更ニ別心ナカリシヲ。遠江國ニテ
子共家人等。關東ニ心寄申ス故ニ遲參ノ由人ノ申
シケルニヤ。疑ヒ思召ト内々承及シカバ。九州ニ身
人海賊船ヲ以テ遣サルベシニテ有シ事ナリ。若流
捨ラレ申スベキ御方便カト心ノ鬼アリシニ合テ。
鎮西ノ輩。御籌策アルベキ御故實ナド申シ入テ。
御計アリシ御教書。御下文ナドモ皆召返レテ。

唯了俊ヲ差下サル也。忠節致スベシト計ノ御教
書三四通計給リシニ。愈上意不審ニ存ジテ。國按ニ遠
ニ下テ。我身ハ隱居シテ。子共ガ事ハ上意ニ依テ追
テ相計ベシ。若猶京都ノ御助ナクハ。今天下ノ爲ト
テ。鎌倉殿按ニ管領氏滿思召立事。御當家御運長
久ト云。萬人安堵ヲナスベキニヤト思ナリシナリ。其
故ハ。大御所。錦小路殿ノ御中違ノ時モ。一天下ノ
人ノ思ヒシ事ハ。當家ノ御中世ヲ召レン事マテ
強クニ御兄弟ノ間ヲバ何レト申スベカラストテ。
兩御所ニ思クニ付申シキ。其時モ諸人ノ存スル
様ハ。大休寺殿直義號大休ハ。政道私ワタシワタラセ給ハ
子バ捨ガタシ。大御所ハ。天ノ將軍ニテ。更ニ私曲

ワタラセ給ハス。是又捨申シガタシト也。中御所按ニ義
基ト。寶篋院殿ヲハ大御所流石ニ御父子ノ事ニテ
捨申サセ給ヒカタク。大休寺殿モ又同御兄弟ナガ
ラモ哀ナル御志トモニテ。中先代ノ時。菅根山ヨリシ
テ天下ヲモ御當家ヲモ讓申シ給シ事ヲ。大御所ハ
思召忘給ハテ。只何ニモシテ。大休寺殿ヨリ寶篋院
殿へ美ク天下ヲ讓與申セ給ヘカシトノ御方便
故ニ攝州井出ノ合戰ノ時モ。師直師泰討レシヲ
モ。大御所ハ尤メ申サセ給ハザリキ。又由比山ノ合
戰ノ後。上杉民部大輔按ニ憲伊豆山ヨリ引分テ落
行シニモ。大御所憶申サセ給ハテ。又御合體專定
夕リキ。其ニ付兩御所按ニ尊氏密ニ御談合有ケル

ニヤ。京ノ坊門殿按義ハ如何ニ申サセ給フトモ御改
メサセ給ヒカタシ。然レバ終天下ヲ保セ給ヒカタカ
ルベシ。縦少御政道違事アリテモ。關東大名等
一同セハ。日本國ノ守護タレベシ。然バ又此御兄弟
ノ御中ニ。鎌倉殿ヲ置申サレテ。京都ノ御守目ニ
ナシ申サレテ。目出度有ヘシト御内談アリテ。坂東
八箇國ヲハ。光王御料基氏ニ讓申サレテ。御子
孫ノ防門殿按義ノ御代々ノ守タレト。呉々申シ
置セ給ヒシナリ。其後兩御所穩給ヒシ後。京都ヲ
恨ミ申ス輩。内々連々關東ヲ勸申ス様ナリシカ
ドモ。終大御所ノ御素意ヲ專トセサセ給ヒシヲ京
都ヨリハ。大休寺殿ノ御申シニヨリテ。鎌倉ヲ別ニ

取立申サルト思召誥ラレテ。御内心ハ御怖畏有シ
ニヤ。如此ニテハ終天下煩有ベシト思召テ。諸神ニ
御誓有テ。大鎌倉殿基氏寶篋院殿ニ先立申サセ
給ヒケルトコソ承及シカドモ。實説ハ人ノ知ベキニ非
ズ。此度ノ事ハ。按指氏滿謀叛時也其時大御所思召置シ御事
ナレバ。只御當家ノ御中ニ天下ヲ保セ給ヒテ。政
道ノ正カルベキヲ仰グベシト申ストハ。遠江ニ下テ
後我等モ思ヒナシ。ヲ。京都ヨリ遠江ニ討手下ル
事必定ト聞シ比。關東ニモ御和睦ノ事。上杉堅ク申
シ行ト聞ヘシカバ。偕ハ鎌倉殿ノ天下ノ為ニ混思
召立事ハナカリケリト存シカバ。京都ノ御沙汰恐
存セシホドニ。我身ハ藤澤ニ隱居シ子共ノ事ハ京

鎌倉ノ御間ニ御助ニ隨フベシト存ジテ。藤澤ニ在
シヲ。御和睦彌定シ後ハ我等藤澤ニテハ尚鎌倉殿
ヲ勸申スベシト也。京都ニモ思召上杉モ存シケルニ
ヤ。遠州梅子俊ノ事ハ是非ニ就テ關東執シ御申
シアルベキナリ。御和睦ノ上ハ京都ト云關東ト云
人々ノ分國並ニ知行地相違アルベカラサル由定ラ
ル、上ハ隱居ハ焉モ同事ナルベシ。分國然ベキノ由
重く上杉申シ行ノ間。又歸國セシヲ。關東ヨリ御
申シノ如ハ我等ガ事。京都御計タルベシ。若仔細ア
ルベクハ關東トシテモ退治セラレベキノ由。京都ニ
御申シト聞シカバ不便ノ事ト存セシニ。忝モ先ノ
忠功ニ任セ。參洛セシメバ御助アルベシト。度々上意

ノ由仰ヲ蒙レユヘ。參洛セシ也。今様ノ事ヲ思フニ。慙
ニ昔ノヒキカケ。又義理ノ勤故ニ身ヲ後ニシテ。名利
共ニ長ク空スヘキ事。歎ニ尚餘アリ。總テ我等九州
ニ發向セシ事。按今川貞世入道了俊應安四年補九州探題
應永三年止職上洛東國通鑑貞世與朝鮮書
通軍モ申サバ身ノホト覺悟セサリケリ。其故ハ必シ
モ當御所按將軍ノ御事。異御情モ御馴深モ人ホ
トハ無リシ身ナリシカドモ。我々ハ御當家御爲ニ
ハ。殊更私ヲ忘テ忠ヲ致ベキ事ト思シ故ニ。西國
ヲ先治ベキノ由聞シカバ。只志ノ之ニ任テ發向シ
テ。親類家人數百人討セテ終面目ヲ失ヒ。本領ニサ
ヘ別ル事ハ。家人等ハ只知ヌ事ナリ。人ハ其身ノ
位ニ隨テ忠ヲ致スベキ事也ケリ。身ノホトヨリ忠

功ノ過タルハ必ズ恨ノ出來ベキカト思フユヘナリ

大内義弘謀叛時勸負世事

大内義弘入道。實按道大友歸國ノ時。密ニ來テ云。大友
ガ事。始中終御扶持ヲ以テ一跡ヲモ安堵シ。數多
ノ新恩ヲモ賜シ事。有難ク承及シニ。今度此者上
意ニ依テ難儀參洛ノ時。一度モ貴方ニ禮ヲモ申
シ入ズレテ。今下向ノ事。尤遺恨尾籠不義ノ仁
ナリ。然トイヘトモ今度ノ事ハ先達テノ御芳恩
ヲ重セラレテ。御對面有テ下サルベシ。未兵庫ノ
陣ニ逗留ノホドニ。御供申シテ御和睦アラバ。向後
愈忠節ヲ致スベキ歟トイヘリ。了俊云。本ヨリ彼
ガ事身トシテ不快ヲ不存己ガ今度公方御憶ニ

因テ參洛ノ事ハ只吉弘右馬頭ヲ討セシ故ナリ。上洛
ノ事ヲモヒラニ我等ガ異見ヲ指南タルベシト申セシ
カバ了俊參洛ノ時分ニテ。路次ヨリ申シ遣シテ。上洛
アルヘキ事最可然ト計申シキ。我等參洛ノ時直ニ
御所御尋有テ。何事ニ大友ハソレノ事ヲバ。敵人ニ
存シテ訴申ス事トモ候哉ト御尋有キ。更ニ心得
カタキノ由申シキ。仍大友參洛ニモ。終音信ニ不及。然
ドモ今迄ハ一言モ彼ガ事惡様ニ上聞ニ達シタル事
ナシ。但已先非ヲ悔テ。對面スベキノ由申サバ。我等
固辭存スベカラス。但今我々下向ノ事。急々下向ス
ベシト仰ヲ蒙ル。既ニ近日ナリ。就其大友ガ事。條々
仰ヲ蒙事等アリ。ソレニ今身トシテ對面ノ事申

サバ。上意恐ルベシ。所詮此事。御分口入アル間。對
面仕ルベキヤ否。内々上意ヲ得ベキヤト申處。大
内云。思ヒ寄ヌ事也。大友引汲アルベカラズト。起請
文ヲ兩度仰セニ依テ自筆ヲ以テ書進ジキ。只
リ俊ガ發起トシテ。内々御免可然ト云リ。借ハ忽
リ俊上意ニ背ベキナリト申シ時。近居寄テ大
内云。今御所ノ御沙汰ノ様見及申ヌ如ハ弱者
ハ罪少ケレトモ御不審ヲ蒙リ。面目ヲ失フベシ。
強者ハ上意ニ背ト云トモ閣レ申ヌベキ條。皆人ノ知
所ナリ。貴方モ御忠ト云。御身ト云。御心易思召トモ。
御自力弱事アラハ。則御面目ナキ事モ出來ベキ
歟。義弘カ事モ。國々所領等身ニ餘テ。拜領候ノ間。

此上ハ國所領ヲ失ハヌ様ニ量簡スベシ。所詮貴方モ。大
友ト義弘同心申シ候ハ。縦上意アシクトモ煩アル
ベカラズ。増テ御尤有ベカラズ。今在京仕テ見及如ハ。
諸大名御一族達ノ事。更ニ心憎ク不存也。貴方御供
仕テ。九州中國偏ニ纏リ候ハ。則チ身々ノ永代ノ
為安堵ナリ。流石ニ大友カ事九州ニ於テハ大名ナ
リ。御重恩ノ下ニテ。我々一味候ハ。御心易仕ルベク
候。然間唯今義弘起請文ヲ書進ジテ。別シテ子々
孫々ニ一味申ヌベキナリ。此為ニ大友カ事トリ申ヌ
ナリト云リ。リ俊重テ云。元來御邊ノ御事。仲高入
道。見縁者ノ事。世ノ所知也。私ノ見續ミツガル事
ハ。重テ如斯申シ定ルマデモ無事ナリ。又上意トシ

テ御分モ御不審蒙ラレ。我々モ疑レ申スベキ事アラシニハ。私ノ一味契約。又重縁ナドトテ上ヲ射申ス事。愚身ニ於テハ有ベカラズ。然間御分モ總我々故ニ。一家ヲ失ヒ給フ事有カタシ。只相構彌公方ヲ仰キ奉ラバ。何カ國モ所領モ召ルベキト存スルナリ。就中大友ガ事ハ。今度猶仰ヲ蒙ル事等候間。私ノ和睦無益ナリ。大友ガ事御扶持アリクベクハ。向後其身ヲ能慎ミテ。天下ノ爲私曲ナカレト仰ラレベシト申シキ。無念ニ因テ。九州ニテモ今度ノ事ヲモ内外トモニ大内ガ方便ヲ以我々九州ヲ離キ。是モ申サバ公方梅將軍ノ仰ノ條。皆相違ノ故ニ。一向鎮西ノ輩ハ。我々等カ作事私曲

ト心得ル故ニ捨ラレシカドモ。參洛シテ御尋ニ就テ明ニ申サバ。中々九州ノ事安堵スベキ歟ト存セシヲ。終ニ御尋ニ不預シテ。永々九州ノ人々ニハ我々等ガ私曲ト思掠ラレタルニヤ。但シ實ニ依ベキ事ナレバ。今ハ早御成敗ノ違目トハ誰モ誰モ思ヒ知タルナルベシ。正シク大内和泉ニ馳上リテ現形ノ時ハ。最前ニ御所ノ我々ニ仰アリシハ。大内ガ事今御分ニ落合ベキ間。恥入タリトコソ仰アリシガ。誰モ承及シ事也。能々思ニ。只片腹痛キ苦心ニテ身ヲ失フ間。時ニ隨ヒテ無道無義無禮ヲモ振舞テ然ベキカ。親ニ不孝ノ子。兄ニ不義ノ弟。至ニ不忠不奉ノ家人。無道尾籠ノ輩。町人土民撫モ時

ニ逢ハ人ノ頭ヲ蹈世ハイカテモ同事ナリ。是ハ我
子孫ニ相構テく能慎メトテ書置ナリ。了俊在世
ニハ更ニ他見有マシキ事ナリ。懼シク。子ヨ孫ヨ已
賢シト思フトモ。親ノ愚カニ尚ヤ劣ン。

應永九年二月日

了俊有判

鎌倉ノ瑞泉寺殿基氏ノ御名衆計。我等ガ祖父
按了俊祖父ノ名衆ナリ。如此其一家親類等ノ中
ニ。無德ノ人ノ名衆ヲ取テナノレル事。案ノ有事
トカヤ申シタリ。儲ヤラント存スルナリ。新田方ノ
人ノ名衆ニモ。此方カタノ先祖達ノ名衆ヲスル
モアリシニヤ。大夫入道按左京大ガ始ハ義範ト。故
殿ノ名衆セラレシモ此故ナリシカトモ。近年九州ニ

テ我ト改メテ。負臣ト名衆シニヤ。不孝ノ事ナリキ。

今年中トナリテ以ノ外ニ中風氣アル間。時時右筆
不叶。思ノ外ノ方ニ筆曲間。本ヨリノ鳥ノ跡。愈比
興ナリ。文字落假名字ナトハ。又卷ノ所行ナリ。計
誦ベシ。

世人ノ申スナルハ。了俊九州ニ離ル事ハ。人二人ノ巧
ニ落也。大内入道探題ノ大望故也。又ハ澀川ヲ探
題トスベキ為ニ勘解由小路方便也。大敵難儀ハ
了俊骨ヲ折。辭謚ノ時ニ成テ。無功縁者ニ申シ與フ
ナド利口アリト。云云誠ニモ備中國ノ事ヲ思フニ
澀川事ハ。我々辱カルベキ事ゾカシ。口ヲ可閉。云云
按已上三个條
了俊追加之

難太平記終

右以森本氏家藏文政十二己丑季集於
益城郡柏川村山中起筆同孟秋於原
早邑寫之
中村直衛

薰菑錄卷之百三終

薰菑錄卷之百四

中村直道集

聚樂第行幸記

前河内守正虎朝臣

史ひささき天朝けりあき子乃地けりゆりて

より聚樂神代乃歳月をよも籍より人をもよも

教をよもよも人皇乃澄賜 神武天皇丙辰を

天正十六年戊子乃今にひささき 聖皇百九代皇霜

按高橋
神武天皇
六年十月
戊子三十一
二千百九
三年

二千二百三十七年朝廷乃政ハ正康のうりてはを良に
のたよハ松の葉のぬり皆す中に就て延康天皇

乃玉音百世小冠あきゆは今にさきよもひささき民

をよもよもあきよもよもよもよもよもよもよもよも

御よ開白お政を良考をよもそのうりて微着りたうり

勇猛人よあえ智計せよすらんわたり一海と東を
まろくけ西戎と伐てんと文武兼備人上成ありき
りとつらふは是ふよりく一この風あきあり海の
波あきありも天正十年をたけりめ 乙卯辰
次也孫をくして赤色重職極位よりあり
今上皇帝十六歳より一沖佐小殿也汝は百官
中よりとくあり百民掌汝をせんといふあり
君は合神時と得あり天朝小かといふ成王乃おふ
周公且柄政一平朝めくハ 子十六代 後相のあり 長方 忠仁公
概柄一終ふ符と合するあり
おも又わく遠ら次家において約率ありといふ
聚楽と号して一里常とありゆへ 四百ふふあり

のほくら心のおと一樓門のころハ法のう一職
の麻福周星紙摘てありく豫殿去と連てそむき
と驚れりあり及り繼ありあくと虎風ようそゆき
金龍をよ吟え能の所を橋は清也行なり
下に中環よせあり庭よ及并危右右の樂座を
そとく子後官の兩くよと近百五心とく
丹毒手汝のくをたけり丸樂ありといふあり
押そのく 義満 行幸ゆくありと 後小松 ありと
此度し 義放 山夜 後花園 ありと 後花園 ありと
仍も 義放 ありと 後花園 ありと 後花園 ありと
法海 義放 ありと 後花園 ありと 後花園 ありと
ありといふも 義放 ありと 後花園 ありと 後花園 ありと

法家のあり紀元流石実ありと尋さるりお勅所の
か致大切は賦とあり切へふありは者好む者よ
坊依しと池をさへ下しとく法好者し作と厨
あ網をせしむ大器ハ枕成といつとととせあま
あよりとと良辰成さくむ片月中旬と因しと
當年ハ四月田ありふとくや之春暮をうとく
けしと傳言をよむ書しとれハ四月十日由と
くしとみらるとの日よありぬれし 船下とあり
流くも流減率なりしとく冠浪平時ハありし
ゆとく舟好ふと後とよりととさうけの 法家の此氣
も成りありふとらとと米府の倫ちありとたし
上を船下由ありはとふ法成なるを好む事と

それくと作さるあはまの 支具しとありし
まをれは南船し 如所のまは常市市衣ハ山鳩也
也也船しとありし 法後まあり 是道ゆえんを
しとく船下と船とを法流不問成つとむ
園同好者 珍好者と何のしと 船下當成のして
初言なりしと昔はふ 市飯將中山及中ねを親物
市草鞋万里少紙類文充房胡は次ふ 風葉以
法階の海ふとせと左右のちねは港以下何のしとく
はとありありとせと足はしとくハ西親町と西へ懸出
竿海とくたむ所とその名はとくいめとる余人也えと
りしとまはゆとくしと 園母り准^{新上東}作し如所の此書と
川め大興は此為自箇此為と介如中 法流しとす

丁解法ありて筆ありて書きて人百解人亦供の人こも
りすりておこさすのわらわえておわらりておわらりて
かみさうりてぬり懸すおわらりて
御見敬 九条殿 一条殿 二条殿 三河 四河 五河
晴雲云 油太云 布太云 信太云 祐太云 手太云 大納言 中納言 左衛門 右衛門 大納言 中納言 左衛門 右衛門
親綱云 大納言 中納言 左衛門 右衛門 大納言 中納言 左衛門 右衛門
山内云 大納言 中納言 左衛門 右衛門 大納言 中納言 左衛門 右衛門

前叙

九

藏人中智之丞小槻高亮 布衣侍一人 雜色之入
言副二人 侍五人 傘持

百少政老阿依秀直
冷泉侍次右親
柳原高直左衛門資淳
勸修寺左衛門亮豊
民部卿侍次秀以朝臣
指本中将実勝朝臣

右

廣橋秀七藏系立通
阿野侍次守直
冷泉侍次右將
廣橋侍次徳光
島丸侍次光廣

松本侍次宗茂
正親町少將季家
耳家寺檢女経遠
土御門左馬介久信
使侍次秀澄朝臣
西園院左衛門守時慶朝臣

藏人式部丞清系秀資
春田侍次兼治
大澤侍次綱光
庭田侍次重定
日野左衛門資勝

葉室飛人年賴宣

二條少将実保朝臣

五辻左馬頭之仲朝臣

五條右内記右良朝臣

次近清次将

右

園少将基純朝臣

六条中将有親朝臣

四辻中将有滿朝臣

右

四條少将澄憲

水原少将成朝臣

都多升中将有純朝臣

次晋首

百重少将源光房朝臣

中山頭中将有慶親朝臣

次大將

右

鷹司大納言信房卿

布衣右 為朝臣

左 年右

右

西園寺大納言實直卿

次伶人 早六人 奏安城樂

鳳輦 前後駕樂下

次六位史以下役人

此次

左大臣信賴公

治史 左力

布衣右 為朝臣

内大臣信雅公

治史 左力

日野右大臣公光宣公

日野新大納言輝資公

久我大納言教通公

陸河大納言家康公

大和左大臣秀長公

持明院中納之基考也

正親町中納之季考也

坊城中納之威長也

二條宰相公仲也

友左衛門信永考也

閑白殿 宗馬

大

増田整所尉 雜色 宗下恩考

七谷河右衛尉

加賀右馬助

早川之馬首

堀田圖書助

庭田源中納之重通也

廣橋中納之兼晴也

近江中納之秀次也

吉田右馬助 宗馬

伯耆宰相考也

福永右馬助

古田右衛尉

糟谷内膳正

池田内膳正

中川武藏考也

伊豆丹後考

小野基經考也

藤田相模考

一柳越後考

赤野下野考

藤部宗正

石川出雲考

宮部北条考

市橋下福考

生駒之海考

長祢考之海考

多賀谷大膳考

高田豊後考

古野藏人

西成松後考

平野大膳考

海白伯耆考

赤松右衛尉

中川喜房考

石下伯耆考

丸鬼大膳考

水田掃部考

厚子之海考

芝山監物

徧葉之序以

前野田馬也

右

石田海部水備

山崎右京丞

脇坂中務少輔

河相左衛門

昭政公儀也

吉田公儀也

石河内儀也

小出揚子也

松浦深谷也

富田右近將監

大谷刑部少輔

河相左衛門

佐友隆政也

生約隆理亮

高島右兵衛也

田中石見也

石田隆政也

石河内儀也

高田右兵衛也

寺澤越中守

吉山行實也

別不主水正

垣屋隆政也

河原北前守

牧村多助也

新庄隆河也

增尾左衛門

松園右京丞

木村常隆也

雜色右衛門守人

藤原右

村上貞清也

明石右近

山崎右兵衛也

南条伯耆也

園本下野也

古田織部正

奥山儀也

松本右京丞

清田集人正

高氏部痛 野村北海寺 山下長宗亮

右

藤田主水正 中治長宗亮 速水甲斐守

胡麻縹具之

布衣

一柳太正史 小出信康守 石田正五郎

三約主馬帽子能衣也

常替牛之足 志らる代高よりら由人牛重為人控

と下ま由代たより 赤紫米水干也 赤車紅袴よ

縫しと老く強氣向古角以合箱港之皆とあさ

記の事候りと候之紅袴よりと着く 常替と牛 因方此首創

ゆ舎人 山車別と有あり也之同りら志創と

好百人三約より列とゆ舎持

此衣

加賀少将利家親衣 雅云 三約 布衣 馬帽子志 常替 以下同衣

津侍長信并胡衣 丹波少将秀勝親衣

三河少将秀康親衣 三郎信長秀信

秀康親衣 秀信 赤尾信俊

松平信俊義康親衣 赤尾信俊秀一親衣

山内信俊秀政親衣 松平信俊氏弼親衣

丹波信俊忠興親衣 三春信俊信秀親衣

河内信俊秀頼親衣 加賀信俊信隆親衣

越中信俊利勝親衣 赤松信俊長重親衣

松平信俊長重親衣 赤松信俊忠政親衣

方祿約法貞通約法

豊後約法義統約法

伊賀約法之次綱法

金山約法忠政綱法

井約法忠政約法

京極侍従言次約法

主野約法晴俊綱法

上津約法元親約法

清きくは約ハ約とありするとの替末ハ一日晴と
わさう代小の雲が飛鳥と席織り記歳日とうりん
維新経ありとく若地蜀江の後所海流りてあわ
かり吉野山若春のうし記新田川の秋のよま
もいこと免ゆり丸災七たるとのわりはむある
と所老らうゆひきし記ととぬくおとと門の外
風聲伝相もてまうと通すうは笑鼓のむきか
あしれく経瑞くあく威新行ふあうきうひしは

約事乃儲の沖雨を想門乃介まて出ひく人泣か
今乃海うけの山雨を閑白殿依まの役あまハ
鳳輦聚樂乃中門よひしせはふ時牛車ハハ
しし標中紙か若流りて統ハ翠輦出樂よせよ
つけ右府晴雲云沙簾とあも下流おらせは
百歩の海元房出袖とさうやくとうりへなと
らいしし 御座人ハつとせはつと上を記殿よ入
便宜の亦よやすししはあも扇下車四皇門
へしせはひし車と若あくとりのひゆりか
つとゆきあまう 御座まつと若お町下袖と
うし海あまを記沖流りて泉沖泉あてありし
き海つとせはひし若流りて記行人ハ記殿乃海

お前より 朝廷より けうけいへき 出給ひなり
それよりいふ 禁申正税の考より 油中地子悉
末代進出く 一 地子悉出納
祝今宵祭樂 幼童中銀地子 百有半
有余為禁裡 油中地子進上く 并米地子 百有
内音不 院御下 悉く 百有半 同白銀 百有
を 油中地子 米浪子 米所 悉く 次法 公家
法門 院御下 油中地子 悉く 米下 令
祝今宵祭樂 幼童中銀地子 百有半
此作付忠勅之 儀 州如件
天正十六年 四月 十日 秀吉

兼平より

勅諭あり
中山より

あつらひ 米の半 申し 文より 油中地子
いふよりいふ 米の半 申し 文より 油中地子
あつらひ 米の半 申し 文より 油中地子
と申す 米の半 申し 文より 油中地子
悦す 米の半 申し 文より 油中地子
世道 米の半 申し 文より 油中地子
米の半 申し 文より 油中地子
けいめい 米の半 申し 文より 油中地子
あつらひ 米の半 申し 文より 油中地子
うき 米の半 申し 文より 油中地子

位知故無とゆつるものも我をうんちなるあり。
是れもちきいなりとてそのまのすもすも神の心
きくまをいあゝめくまふ候きくも御座感涙と
よめし約とぬまのくむとく刈せしとてか行
りふその初よ云

敬白 起請

一 祝今度聚樂第 乃幸被信知と述誠心耶と信
感涙奉

一 禁裏沙科不地ふ以下英と家門記取可と知行亦
有云道と族おありと有各増加意と由分と成
ふ及戸ありと強と安矣候と強と戸と並奉

一 因白殿被 作賦と述於何篇被と戸と遠有と

右條とあり記の一奉お念遠有と

梵天帝尺四大大王惣日辛國中六十余別大小
神祇殊王城鎮守別氏神春日大明神八幡大菩薩
澁天満大自在と神那頼春彦神罰冥罰者可注
象若也仍起請如件

天正十六年四月十五日

右近侍権少將豊后利宗
参議左近侍中将豊后秀家
権中納言豊后秀次
権大納言豊后秀長
大納言 源 家康
内大臣 平 信雅

合書及

因時別紙折詞有之文書日付因書

去依侍從 泰元親
立野侍從 豐臣晴俊
京極侍從 豐臣高次
并侍從 藤原直致
金山侍從 豐臣忠政
伴實侍從 豐臣定次
豐後侍從 豐臣義統
曾孫侍從 豐臣貞通
坂早侍從 豐臣忠政
深五侍從 豐臣長益

松任侍從 豐臣長重
越中侍從 豐臣利勝
敦順侍從 豐臣賴隆
河內侍從 豐臣秀賴
之春侍從 豐臣信秀
丹後侍從 豐臣忠興
松壽侍從 豐臣氏鄉
水原侍從 豐臣秀政
赤松侍從 豐臣秀一
長門侍從 豐臣義家
之河侍從 豐臣秀康
丹波侍從 豐臣秀勝

津侍渡平信兼
宛書同封

さて今日八和歌の沖倉とてさあつて渡つてまゝに
 匠名乃弓習自まてさういふ人かたあまもゆりく
 としとあふとさうさうらりかたゆすきと斗也
 あふ之何ふ事江ませゆはしゆふとて申冠
 ころふゆりゆりかたぬ教との月と沖進と物
 一沖手本 即之う筆の字文
合のちおぼはたる
 一沖繪 三かく一はい
 一沈者 百竹 方の人あまりの意しこれのゆゑ
まてあまのさけお人しとてまゝ
 此の物家とてしめ徳門跡信託をまよひとて進

志へ山門物と

伏見殿 九條殿 一条殿 二条殿 近衛殿 古府
内府 赤内府 山内府
 沖繪 二かく 虎筆一枚 藍一 堆紅 沖小袖之筆
 右刀一揃
 これより知出物とてさへくまひせらるゝまゝに
 外より入へ山小袖之筆 山内刀一揃 伏見の山内
 赤より入り 赤筆 赤のひあつたあけけさ
 赤内とて山内 船下とて山内 後いあへく
 うらふあつたあけけさ 山内 山内 山内
 二月十日 朝きより日かさう記よりあつたあけ
 らんとしあつたあけけさ 山内 山内 山内

御りふり出く様皮乃新と流くふ西の好言時
の琴紙のむききとつもさうとおやめくれとの
ふりうなりおよの和方乃流まわし河ひとむ
紙書とまん懐紙ハ下痛りとうま行る

一書大和太紙書

二書強河太紙書

三書曾司右太紙

四書久我太紙書

五書日野太紙書

六書馬丸太紙書

七書中山太紙書

八書大秋山太紙書

九書初瀬寺太紙書

十書西園寺太紙書

十一書口過お太紙書

十二書那馬井太紙書

十三書房創内府

十四書徳大寺前内府

十五書常楽寺右府

十六書近侍右府

十七書楓井太

十八書妙法院書

十九書二条茶園白紙

二十書三蓮院書

廿一書一条准后

廿二書九条准后

廿三書西後院准后

廿四書仁和寺書

廿五書伏見殿

廿六書室町准后

廿七書古宮

廿八書閑白紙

以上の所懐紙を各別おき中紙を巻紙のむき紙
より何つめをかくしきりとう終行る白人紙のみ
故紙成るうらなひ也山産紙ハ下懐紙乃うらなひ
外と不同事ハ去天正十二年七月親王准后かく社の
よき紙色沈法申衣も眼今右日の御糸書あり
御紙付の付くは別中紙書常楽寺之後申紙山院

御書鏡云所製
古書極古なり
二の字子百家
昔と云ふなり

詠寄、松祝

和歌

日記てあふ侍うひ

あはれや松う枝のせき

はかり紙繋けくえ

習字

夏目侍 行幸聚楽第同詠

寄松祝和歌

関白豊臣秀吉

五山代書君賢之松茂仁信終節之ん美せりあふう松結節

同書云
の字子
百家
昔と云
ふなり

詠寄、坐祝

和歌

古歌

古歌

夏あまや君まらえりり時ばせあ世似ゆるせん庭を松うえ

夏目侍 行幸聚楽第詠

寄松祝和歌

中智御坊房親王

松うむら付らるる松せまらうす名あうらふ万代のうえ

唯之言事

そは風とる松の門まうて松うらさやましくあふ松若四門はうら

唯之言事

お生れ松若みとうとあふう松ういんらふあふ松若みん

夏目侍 行幸聚樂第 同録 松祝和歌

系及 後一位藤原昭實

日あそびとよはつらき 産り松の枝のいろふあきの後ハうらみ

系及 左大臣藤原信輝

君とほとちうあせもあまじと 試もたむけ 産り松の枝

系及 右大臣藤原信季

あそびのあまそまを 同の風松のうらみとあまあじ

系及 後一位藤原公雅

ゆえとちうあせもあまじと 試もたむけ あはの松の枝

系及 内大臣平信雅

飛上りのあまうらみとあはの松の枝のいろふあきの後ハうらみ

系及 西三位藤原雅春

あそびとほとちうあせもあまじと 試もたむけ あはの松の枝

系及 西三位藤原公道

あそびとほとちうあせもあまじと 試もたむけ あはの松の枝

系及 右近衛大将藤原實益

あそびとほとちうあせもあまじと 試もたむけ あはの松の枝

系及 権大納言藤原時隆

あそびとほとちうあせもあまじと 試もたむけ あはの松の枝

系及 正三位藤原経頼

あそびとほとちうあせもあまじと 試もたむけ あはの松の枝

系及 権大納言藤原親経

あそびとほとちうあせもあまじと 試もたむけ あはの松の枝

系及 権大納言藤原光宣

うらたけを代々お守りとしう神。忠祿の松乃きいふし

日権大綱を藤原輝資

て世とうらたけを世あひ生の松よしまつたきありとそつを

二権大綱を深教通

あつたけゆりこもこまひし君う世のつ記のきや松よあらん

三権大綱を藤原信房

今日うやみきりの松ゆりあしうそへんきうあひの未

四権大綱を源家康

みりう河松の葉しんあつたけゆりあしうそへんきうあひの未

五権大綱を豊臣秀長

うあそくふゆをとし川のあつたけゆりうれきまきのきうか

六中綱を藤原基春

ゆみりうまきふけいあつたけゆりあしうそへんきうあひの未

七権中綱を源重通

うゆりうあつたけゆりあしうそへんきうあひの未

八権中綱を藤原季孝

とあつたけゆりあしうそへんきうあひの未

九権中綱を藤原兼勝

庭まりう二葉の松とう川しとまきあつたけゆりあしうそへん

十或は権藤原威長

あつたけゆりあしうそへんきうあひの未

十一権中綱を豊臣秀次

松乃きいふしあつたけゆりあしうそへんきうあひの未

十二三位中将藤原季孝

宗より若君うちをせしむるは松とみまの斗とありん

まつたけ 赤坂赤坂家雅

眼をききとらひしと望むはなみきり若松と常葉のきき

おのころ 赤坂赤坂家雅

時ふあひしゆりも松ありとせよはるるなふし時とや

うけ 松ト部守見

らぬひると松のまよりふ松の松とたふきはりてふ成り

うけ 神祇伯雅親王

君と松とふ松ありておせふといふせをせん高松とえ

まつたけ 赤坂赤坂家雅

君と松ありふらふらふら松ありと松の松とをよりし

いん 赤坂赤坂家雅

松の松ありゆひら松あり松あり松あり松あり松あり

まつたけ 赤坂赤坂家雅

松あり松あり松あり松あり松あり松あり松あり

まつたけ 赤坂赤坂家雅

松あり松あり松あり松あり松あり松あり松あり

まつたけ 赤坂赤坂家雅

松あり松あり松あり松あり松あり松あり松あり

まつたけ 赤坂赤坂家雅

松あり松あり松あり松あり松あり松あり松あり

まつたけ 赤坂赤坂家雅

松あり松あり松あり松あり松あり松あり松あり

まつたけ 赤坂赤坂家雅

君が代もはまぬとらちりいぢり山とやめしんおれ松後

ををを松後中お孫有親

うもあつた初の松よさらそひしきうちとせおま姑やめん

うがた上孫松中後承實勝

末三代と松と松よさらそあくもかこき此代のきう人成より

あがりた馬頭源之仲

中とせぬん松ゆさらきふあき油り乃り。此代のい松とるも

あがせた近孫松中後承成

君とせぬん松ゆさらきふあき油り乃り。此代のい松とるも

あがせ侍従藤原秀隆

万世のあふとらちりいぢり山とやめしんおれ松後

あがせた近孫松中後承成

あひむむ松ゆさらきふあき油り乃り。此代のい松とるも

あがせた近孫松中後承成

まあいいとあひむむ松ゆさらきふあき油り乃り。此代のい松とるも

あがせた近孫松中後承成

松とせぬん松ゆさらきふあき油り乃り。此代のい松とるも

あがせた近孫松中後承成

きあうりや松とせぬん松ゆさらきふあき油り乃り。此代のい松とるも

あがせた近孫松中後承成

う川一松とせぬん松ゆさらきふあき油り乃り。此代のい松とるも

あがせた近孫松中後承成

後君のらとせとあしや松とせぬん松ゆさらきふあき油り乃り。此代のい松とるも

あがせた近孫松中後承成

うもぬに松の松り何ありとも松とありきぬ山伏やとある

んあし 権左少辨左兵衛

を纏あり松よりくひて君うんぬの式のものまはるにふふ

日つ 右と右権左の海軍定

うひ松り初りまはるまはるや君うちとせのうきく松り

あつ 左月権備左兵衛

ややうとあ君うちとせとと喜ふあう人そゆるな松り松り

ひうり 右兵衛左兵衛

まふ代いさうり何じと産るに松り三浦のや松りまはる

あつ 右と右権左の海軍定

色うぬ松とありはらう君のあせにやらよとらまかり来

あつ 右と右権左の海軍定

扇あり松とく産り松りえい幾ありまはる松りあうん

まを扇松の海軍定

色うぬ松り松り松り松り松り松り松り松り松り松り松り

あつ 右と右権左の海軍定

うらたあき君あう松のまや若むす産りまはる松り

あつ 右と右権左の海軍定

らうぬ松り松り松り松り松り松り松り松り松り松り

あつ 右と右権左の海軍定

産り松り松り松り松り松り松り松り松り松り松り

あつ 右と右権左の海軍定

久しに松り松り松り松り松り松り松り松り松り松り

あつ 右と右権左の海軍定

々々うらららとせぬのよめと君よりきん座ね松花

けり 吾人或於此無信宗考受

天正十六年四月十日

きん 吾人中智去補七松孝亮

かゝとけりいりて夫年と云と初乃松よりきん

こうし 正六位上菅原任通

君の歌いそがし人し百枝の松花のよとんあ代の

あてれん

天正十六年四月十日

和歌評會

夏日侍 行幸聚樂院同詠

新松祝和歌

りきん 近江守の御豊后村家

松をける初の松よあつあつらふはりの新そう初てあつて

この 竹次平信兼

道一ゆふ時と今らあひおむ松花らとせと美代と初ん

丹波 左と片松の御豊后考勝

百敷や四方はうらぬ松花のうらぬかをよむひりり人

きん 正六位上菅原任通

むとみく初の松い貴子とせえきうんをきりあひん

おきり 竹屋豊后義康

右とたれ松をくたの松り家の川のりさうは松よきん

きん 竹屋豊后義康

代とをばいふる本すあふらうをよからんをね山松

侍従豊后守政

我乃後從のつらきん松原の女代り孫や今なきらん

侍従豊后氏御

りかくせう人の心ろき種そやちのちとちきり松のこの歌

侍従豊后忠興

えふ氏のあつたあの一松よすむ鶴のちとせとてうをん

侍従豊后敦秀

君をいへて羨多ひ松原申初の松りふお中をせと

侍従豊后秀頼

ちかぬわ松を記たおをあつてつとそやとととそやわらえ

侍従豊后松隆

君をいふふ一松入一松入松をえ一き代と此の末

侍従豊后利隆

かそ入しゆ年とらなる看りも松よこまのつらとあへて

侍従豊后忠重

海へぬ孫もあつて年とるん花の松よあひをたつら

侍従豊后忠重

年とるしやうぬ産の松のこえちりうきとくひ松あふ

侍従豊后忠政

君が代のつらきん松のこえちりうきとくひ松あふ

侍従豊后貞通

うを多た松のひまきと君の世の久しうなつしはしこ

侍従豊后義統

松よりき松よまの松とてこのせへぬたき九重の月

竹次を以て定次

九重の松の種より深き松を以て定次と名づけり

竹次豊臣忠政

縁より入りに入りて松を以て深き松と名づけり

竹次豊臣直政

空より入る松を以て深き松と名づけり

竹次豊臣直政

雲より入る松を以て深き松と名づけり

竹次豊臣直政

万代と名づけり乃松の松を以て深き松と名づけり

竹次豊臣直政

松の松を以て深き松と名づけり

三月十六日

和歌沖會

詠寄松祝

和歌

沙門道休

号朝

九重の松の種より深き松を以て定次と名づけり

竹次豊臣直政

縁より入りに入りて松を以て深き松と名づけり

竹次豊臣直政

竹次豊臣直政

御幸由と侍女あひさしり松風の夢あそびた君ちをせハ

常流

ねきゆれら君の儀のまハ相まむむを初初のかまうらん

寂流

おきゆれら君の儀のまハ相まむむを初初のかまうらん

西十六年一月十日

和歌抄卷

板橋とつりて

まふ入沖あそびゆりてあそぶ沖船ゆりのりやそと

由酒あそびゆりてあそぶ沖船ゆりのりやそと

甲日の 十七日

新抄院

一書 新成楽

二書 延在楽

三書

右平楽

四書 物持

五書 陸王

六書

細藤利

七書 採葉光

八書 古鳥換

九書

還城樂

十書 板橋

樂まのハ口過大酒を右楽をよみ同乃幕凡終をよみ
 のまふ小大を板ありつりてあそぶ初初のかまうらん
 とはあそび先礼安成あそび板橋とつりてあそぶ
 けりけり紫衣ハ赤地紋紗袍唐錦袴あそび金網
 打掛鶏冠石帯糸鞋以下美し麗なり採葉をハ
 天子ありりさしりあそびゆりてあそぶ初初のかまうらん

あらゆるものありしと云第ハ勅物あり宗政也慶子
 少く物ありぬ宗政也きと御座と行しくありて
 此よりけりての七紙もく少路不友大政所友より
 本表約次御つてひとてまら物有

- 一 御少紙 二十卷
- 一 黄金 廿五両
- 一 香燭 一ヶ
- 一 金書合堆紙 一齋書帳 七
- 一 高橙紙 十枚
- 右政不友よりまら也
- 一 御少紙 十卷
- 一 黄金 廿五両
- 一 香燭 一ヶ
- 一 金書合堆紙 一齋書帳 十
- 一 高橙紙 十枚
- 右政不友よりまら也
- うと大しあり油のまきと此も御ありけりまらひあり
- 院御ありまら此もんきとまらりまらりせらる

百代又ハ首のまきとてまらりありあき時ハあつた
 御下紙一耐し油のまらと此も

まらこの原のまらハはくまらと此のじか君の歌を
 まらと此もまらとまらり紙のく山南にあり

ありのまら 還幸也 御下あり紙と此も此も此も
 ともあり御と又 約幸也中まらありまら此も
 かしこ御ありまらと此も手割りあり又風聲を
 よせまらまらあり 川幸のまらと此も此も
 次ありくにまらとひまら馬よハ響つくと勅し御心用
 なる 還幸なり 約幸あり耐し見まらし長櫃三
 十元ハ御抱二十荷黒漆のうんハ御陰とく此も
 すりまら物ありまらとてまら此も此も此も此も

のく織なりうお銀のきだまのつとを例きてはつり
乞やこの月おを上物おらん衆人又還城樂と奏
す 禁中へ入給ひていふ申すのちとく物さ
おあおれうきおゆきをきり晴のち候の儀式あり
それより 御下へ還沖ありて踏舞は地あり
織長く地へく代とあらは給ふへき奉り
皆人あきもももあつり也十九日は
らと御し風ありありと御ありて廿日
まそ危る候 初まりあも御つてきて日よりの
事おと衆し給へん 初孝と還幸その時ハ
天候日のももあつりてとまおふきふ乃ぬ
まそ候とまもあひ給ひてとて是れなりとあ

そのトありて 御下かひて 出候よ二首のち奇
あり

時を約しむお光りあつてとておにそありの人の被
おる由とておみおとておひる御すまふおのふ
初孝おひてとてあまうおまひるおのふおのふ
初の一とてハ 初孝おひてとておひる御すまふおのふ
お相り候りせよあつりてとてとてとてとてとてとて
そとておひてとてとてとてとてとてとてとてとてとて
しや後の一とてハ 末を社趙菅幾はえのきとて
初孝とてとてとてとてとてとてとてとてとてとて
をりてとてとてとてとてとてとてとてとてとてとて
院中お人とつりてとてとてとてとてとてとてとてとて

今度 行幸お預り 臣令来 内治
百上作先為祝詞世之旨をよむるに
願出指教作 何願ともはを御月就
と成るる一色澤々

四月廿日 行判

筆手殿

幼徳殿

中山殿

すかしら 敷周よそお入る 御感御し
此通しあり

おとねみくはらき入るひらく河や光を御し
かきくし降ぬるむと正あまを晴くつゝあるを御し人
あつまりしんまむの御りぬ人様入るま御し
院御製

うらみ中しきとねまはひて正気お世にあり
御人の云和奇に治世の音礼せ乃音ありとぞん
御製并願下乃世御しお意風の御をさし
正雅の趣をねむら六寧治せ乃夢にあつらわ
よまねお人みかその神よあつらひて御し
あり廿一日は八折家門御後御し願不入
御ありを物おとまり成しとみか信ん
出首御しかへせ御しぬこねらひり

約事始くあるにハ古事なりと云ふは
うすゝあきハ新氏 秘親を招くを
且そ思得たりとあり 禍をのそくせんと
ひて事すと云ふや 國を安んずる
と先にはくんと云ふ 古語云大徳は
その位をわかぬすは 秘親を招くをその
いのちありと云ふなりと云ふ 中然百歳の
沙弥いさくは 此の通りふりありとの

三十四年五月在座記之

此一帖 前相國豊后親王秀吉御政石帖
和の角弓入道成法之法中と稱す 権家と題卷
可徳と有周被 作書被お忍化と云 秘傳
之 秘傳年予亦乃お頼族之 秘傳年予亦乃
字記倫可保外見と云

元和二西曆約首中旨

約宗兼

上諸判

七年七月書

薰菴錄卷之百四終

右以君牛朝錄甲子一帝王部軍之記

子何 天保七丙申年秋九月晦日 中村高喜直衛

薰菫錄卷之廿五後記

